

はじめに

令和7年2月に公表された国の人口動態統計速報によると、令和6年の出生数は、720,988人で、9年連続で過去最少を更新しており、少子化の傾向に歯止めがかからない状況となっています。本市においても同様に、こども人口の減少が続いていますが、就学前教育・保育の無償化を国に先駆けて実施するなど、子育て支援の充実に取り組んできた成果もあり、将来推計人口の減少幅の改善をみています。



こうした中、国においては令和5年4月に、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法としてこども基本法が施行され、その理念に基づく施策推進の司令塔機能を担う省庁としてこども家庭庁が新たに発足しました。これらの国の制度改正は、子育て支援、こども・若者支援を総合的・包括的に進めていく体制づくりを、地方自治体においても求めるものとなっています。

本市では、これまで「子ども・子育て支援事業計画」として策定してきた子育て支援に関する計画を見直し、こども・若者支援及び子育て家庭への支援を含む、より包括的な計画として「三木市こども計画」を策定しました。基本理念として掲げる「人がつながり こども・若者が育つまち 三木」の実現に向け、各種施策のさらなる充実を図るとともに、市民・地域・関係機関等の幅広い協働のもと、次代を担うこども・若者の豊かな育ちを支えるまちづくりを進めてまいります。今後ともより一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、熱心にご審議いただきました三木市社会福祉審議会及びみきっ子未来応援協議会の委員の皆様をはじめ、アンケート調査等にご協力いただきました関係者の皆様に心から感謝を申し上げます。

令和7年3月

三木市長 仲田一彦

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	3
4. 計画の策定体制	3
第2章 こどもと子育て家庭を取り巻く現状	5
1. 人口・世帯の状況	5
2. 子育てに関する状況	16
3. 前回計画の実施状況	21
4. 本市の現状を踏まえた計画の見直しの方向	24
第3章 計画の基本的な考え方	25
1. 基本理念	25
2. 基本方針	25
3. 施策体系	27
第4章 分野別の取組	28
基本方針1：こども・若者の育ちをともに支える社会づくり	28
基本方針2：支援を必要とするこども・若者とその家庭への支援	31
基本方針3：就学前教育・保育の質の確保と充実	33
基本方針4：未来を創る教育の推進	35
基本方針5：青年期における成長・活動の支援	37
基本方針6：子育て家庭や保護者に対する支援の充実	39
第5章 事業実施の見込みと確保方策	41
1. こどもの人口の見込み	41
2. 教育・保育提供区域の設定	42
3. 就学前教育・保育の見込みと受け入れ施設の確保	43
4. 地域子ども・子育て支援事業の見込みと確保方策	48
第6章 計画の推進体制	59
1. 計画推進及び進捗状況の把握	59
2. みきっ子未来応援協議会各部会による計画の推進	59
3. 関係機関との連携	59
4. 本計画に基づき実施する事業について	60
資料編	79
1. みきっ子未来応援協議会条例	79
2. みきっ子未来応援協議会 委員名簿	81
3. みきっ子未来応援協議会 子育て環境部会 委員名簿	82
4. 用語集	83

- ・本文中で※印のついている用語については、83～85 ページの用語集をご参照ください。
- ・本文中の「こども」は、こども家庭庁の推奨に基づき、ひらがな表記を基本としていますが、法律、計画、事業等の固有の名称や引用については、これ以外の表記をしている場合があります。

第 1 章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

人口減少社会の到来を迎えた我が国においては、進行する少子化が大きな課題とされ、子ども・子育て支援の重要性がうたわれてきました。継続する共働き家庭の増加等を背景として、低年齢児からの保育ニーズの急増と待機児童の慢性的な発生が社会問題として注目を集めるようになって久しく、核家族化の進行や地域のつながりの低下により、子育てにおける保護者の負担が大きくなっており、子育て家庭の支援の充実が求められる状況が続いています。

このような状況の中、国においては令和5年4月に、こどもが自立した個人として等しく健やかに成長することができる社会の実現に向け、こどもと家庭の福祉の増進・保健の向上等の支援を行い、こどもの権利利益の擁護を行うための組織として「こども家庭庁」が発足しました。また、すべてのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざし、こども政策を総合的に推進することを目的とした「こども基本法」が施行されました。

こども基本法に基づき、令和5年12月に閣議決定された「こども大綱」は、これまで別々に作成・推進されてきた、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つのこどもに関する大綱を一つに束ね、「こどもまんなか社会」の実現に向け、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めるものとなりました。これは、これからの子育て支援施策が、子育て支援と一体的に取り組まれるべき成長過程にある若者の支援までを含め、こども・若者を権利の主体として認識し、その最善の利益を図るという観点から、総合的、包括的に、各種の施策が相互に連携しながら取り組まれる必要があることを示すものとなっています。

本市では、平成27年3月に「三木市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育て支援に関する施策を総合的に推進してきました。平成29年度からは全国に先駆けて3歳児以上の幼児教育・保育の無償化と、0～2歳児の保育料の半額助成を実施し、子育て家庭の支援の充実を図ってきました。令和元年度には、「第二期三木市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「人がつながり 子どもが育つまち 三木」を基本理念として、さらなる子育て支援の充実に取り組んできました。

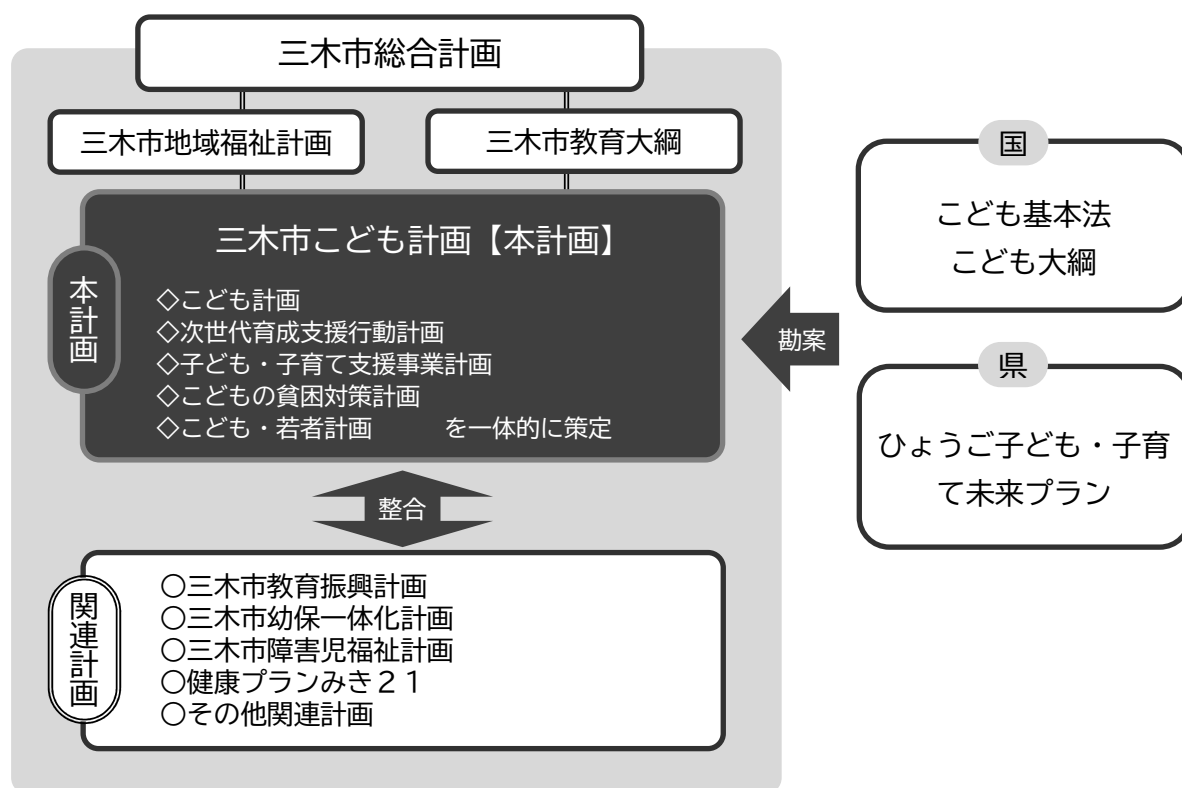
このたび、国におけるこども基本法の制定及びこども大綱の策定を受け、これまで主に就学前児童とその家庭への支援を中心としてきた本市の計画の対象を、成長過程にある若者まで広げ、新たに「三木市こども計画（以下、「本計画」という。）」として策定し、本市のこども・若者支援及び子育て家庭への支援の包括的な計画として位置づけます。

2. 計画の位置づけ

本計画は、こども基本法第10条に基づく「市町村こども計画」に、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村次世代育成支援行動計画」、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条に基づく「市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」、子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく「市町村子ども・若者計画」を包含し、一体的に策定するものです。

策定にあたってはこども基本法に基づく国の「こども大綱」を勘案するとともに、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に基づいて策定します。

また、本市におけるこどもと子育てを取り巻く施策は、保健、医療、福祉、教育、労働、まちづくりなど、幅広い分野にまたがることから、本市のまちづくりの総合的指針である「三木市総合計画」、及び地域福祉分野における基本的な方向性を示した「三木市地域福祉計画」、教育分野における基本的な施策の方向性を示した「三木市教育大綱」を上位計画とし、「三木市教育振興計画」「三木市幼保一体化計画」「三木市障害児福祉計画」等の関連する計画との調和と整合性を図っていきます。



3. 計画の期間

本計画は令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。計画内容と実態に大きく乖離が生じた場合は、計画の中間年（令和9年度）において計画の見直しを検討します。

（年度）

・・・R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12・・・
第二期子ども・子育て支援事業計画						
策定	三木市こども計画【本計画】					
			★ 中間見直し		策定	次期計画

4. 計画の策定体制

本計画を推進するためには、行政、事業所、市民が一体となった取組が必要です。そのため、計画の策定段階より、関係機関、団体、市民との連携を図り、幅広い議論のもとに策定作業を進めました。

（1）みきっ子未来応援協議会による協議

「子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）」第72条第1項の規定に基づく合議制の機関として、三木市では「みきっ子未来応援協議会」を位置づけ、計画策定に向け、子ども・子育て支援に関する事項を協議しました。

実施日	会議等	内容
令和5年 11月2日	令和5年度 みきっ子未来応援協議会 第1回子育て環境部会	○第三期三木市子ども・子育て支援事業計画策定に向けたアンケート調査について
令和6年 3月26日	令和5年度 第2回みきっ子未来応援 協議会全体会	○第三期子ども・子育て支援事業計画策定のための アンケート調査結果速報報告について
令和6年 8月6日	令和6年度 第1回みきっ子未来応援 協議会全体会	○（諮問）第三期三木市子ども・子育て支援事業計画の策定について ○第三期三木市子ども・子育て支援事業計画について ○第三期三木市子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート結果報告書について

実施日	会議等	内容
令和6年 10月31日	令和6年度 みきっ子未来応援協議会 第1回子育て環境部会	○三木市こども計画素案について
令和6年 11月26日	令和6年度 第2回みきっ子未来応援 協議会全体会	○三木市こども計画素案について
令和7年 3月17日	令和6年度 第3回みきっ子未来応援 協議会全体会	○パブリックコメントの実施結果について ○三木市こども計画（案）について ○概要版について ○こども向け概要版について

（２）三木市子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査の実施

令和5年12月13日～令和6年1月10日を調査期間として、「三木市子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査」を実施し、子育て支援に関する子育て家庭のニーズ等について調査を行いました。

調査対象	調査方法	配布数	有効回収数	有効回収率
就学前児童保護者	郵送配布、 郵送回収または WEB回答方式	1,952（全数）	872	44.7%
小学生児童保護者		2,548（全数）	690	27.1%

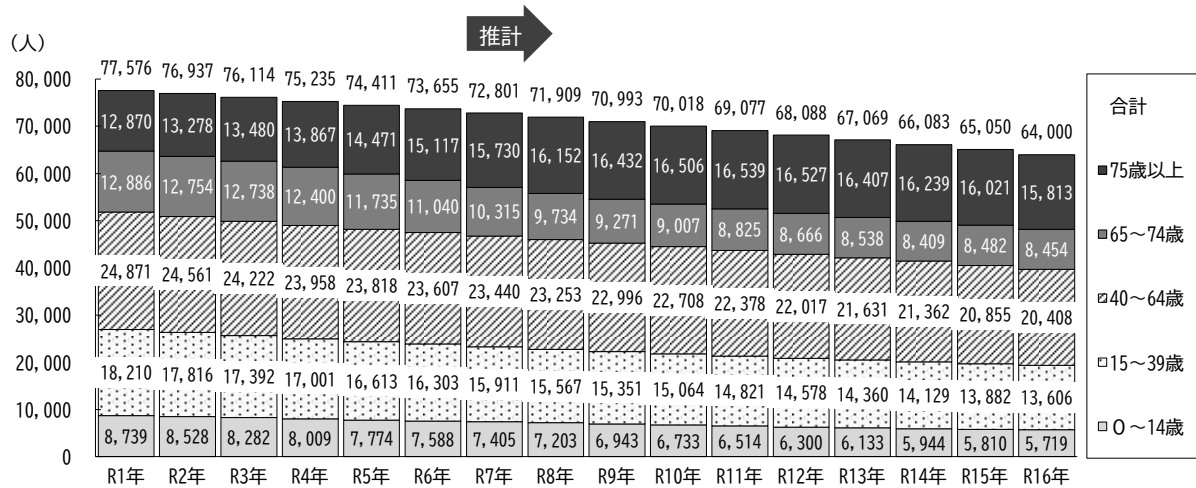
第2章 こどもと子育て家庭を取り巻く現状

1. 人口・世帯の状況

(1) 総人口の推移

本市の人口は減少傾向で推移しており、将来的にも減少が続く見込みです。0～14歳人口についても減少傾向となっており、総人口に占める割合についても減少傾向で、少子高齢化の傾向が進む見込みとなっています。

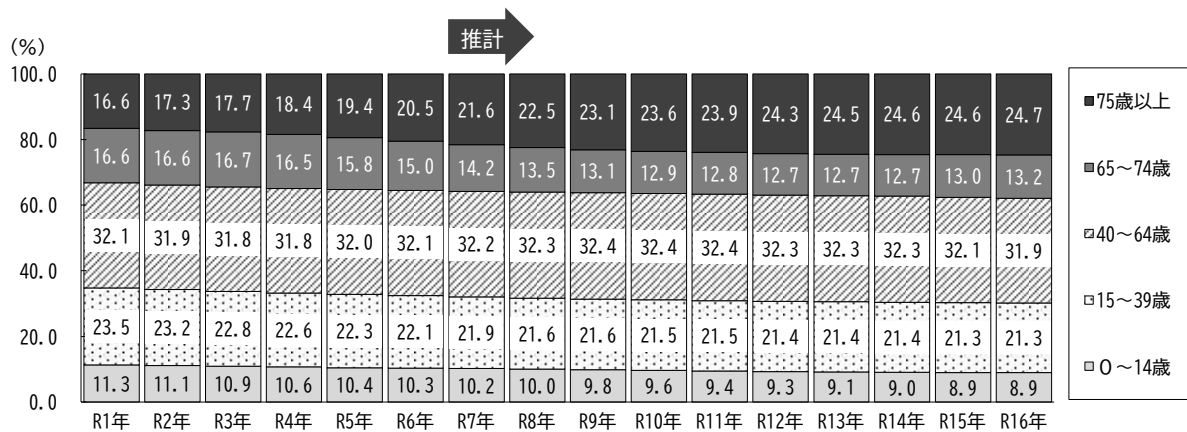
■年齢別人口の推移と将来推計（各年4月1日時点、令和7年以降が推計値）



※H31～R6年の男女別年齢各歳のコーホート変化率に基づく推計（コーホート変化率法）。0歳人口は25～39歳女性人口との比率（こども女性比）に基づき算出。

資料：住民基本台帳（令和6年まで）

■年齢別人口割合の推移と将来推計（各年4月1日時点、令和7年以降が推計値）

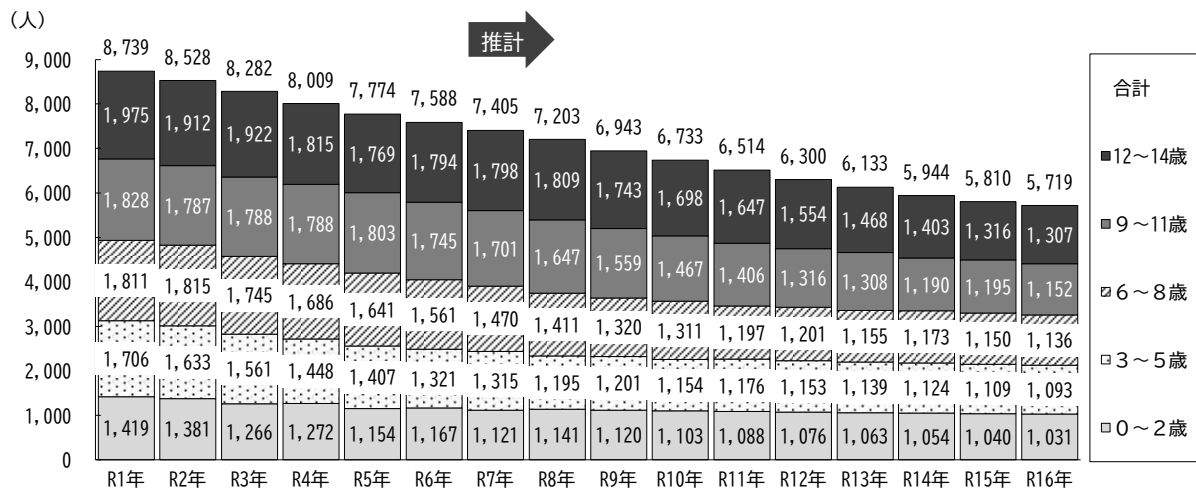


資料：住民基本台帳（令和6年まで）

(2) こどもの人口の推移と将来推計

こどもの人口は、少子化の影響を反映して減少傾向となっています。令和元年から令和11年にかけての0～14歳人口の減少率は25.5%となる見込みです。0歳人口は、令和3年には前年より100人以上減少して355人となり、令和4年には400人台を回復したものの、その後はまた300人台となっており、全体では減少傾向となっています。推計人口における0歳児人口の減少は、母親年代（本推計では25～39歳）の女性人口の減少に比例しています。

■年齢別子ども人口の推移と将来推計（各年3月31日時点、令和7年以降が推計値）



単位：人

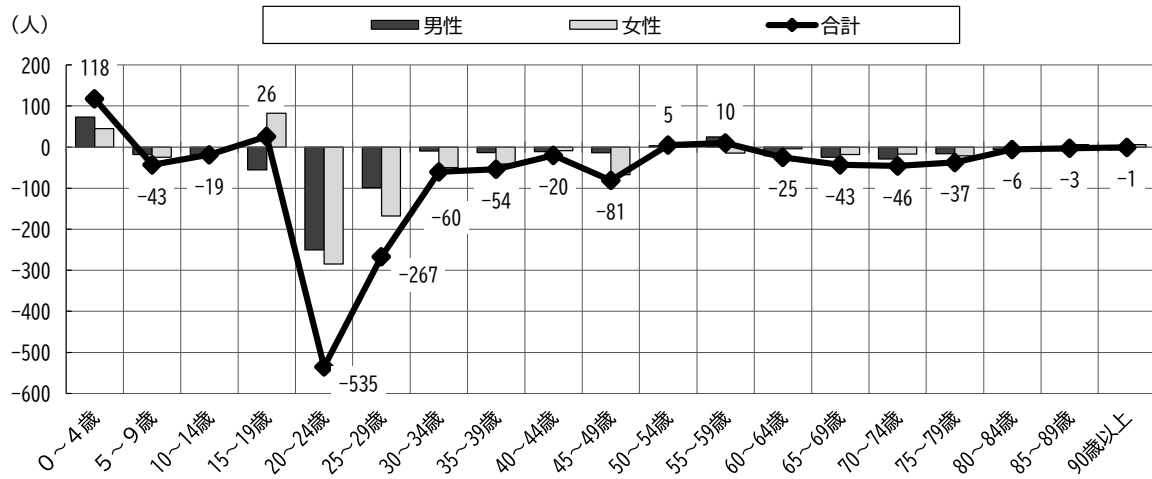
	R1年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年	R8年	R9年	R10年	R11年
0歳	419	462	355	410	346	378	368	361	359	353	346
1歳	480	434	481	376	418	356	392	381	374	370	365
2歳	520	485	430	486	390	433	361	399	387	380	377
3歳	542	528	485	435	484	396	437	365	400	389	384
4歳	569	536	532	480	442	479	396	435	364	400	389
5歳	595	569	544	533	481	446	482	395	437	365	403
6歳	592	585	566	536	538	484	444	480	394	435	364
7歳	643	597	589	565	536	545	486	448	482	398	438
8歳	576	633	590	585	567	532	540	483	444	478	395
9歳	582	577	631	588	585	572	534	542	485	443	478
10歳	625	584	574	626	585	592	573	533	542	483	444
11歳	621	626	583	574	633	581	594	572	532	541	484
12歳	676	620	625	578	577	635	580	592	572	534	542
13歳	611	679	621	619	573	584	635	581	592	572	533
14歳	688	613	676	618	619	575	583	636	579	592	572
就学前	3,125	3,014	2,827	2,720	2,561	2,488	2,436	2,336	2,321	2,257	2,264
小学生	3,639	3,602	3,533	3,474	3,444	3,306	3,171	3,058	2,879	2,778	2,603
中学生	1,975	1,912	1,922	1,815	1,769	1,794	1,798	1,809	1,743	1,698	1,647
合計	8,739	8,528	8,282	8,009	7,774	7,588	7,405	7,203	6,943	6,733	6,514

資料：住民基本台帳（令和6年まで）

(3) 転出入

転入者数から転出者数を引いた転入超過数は、近年では毎年マイナスで推移しています。令和元年から令和5年の転入超過数の合計を男女別、年齢別にみると、本市は20～29歳で大幅に転出超過（マイナス）となっている一方、0～4歳は転入超過（プラス）となっており、子育て世代の転入がある程度あることがうかがえます。

■男女別年齢別転入超過数（令和元年～令和5年合計）

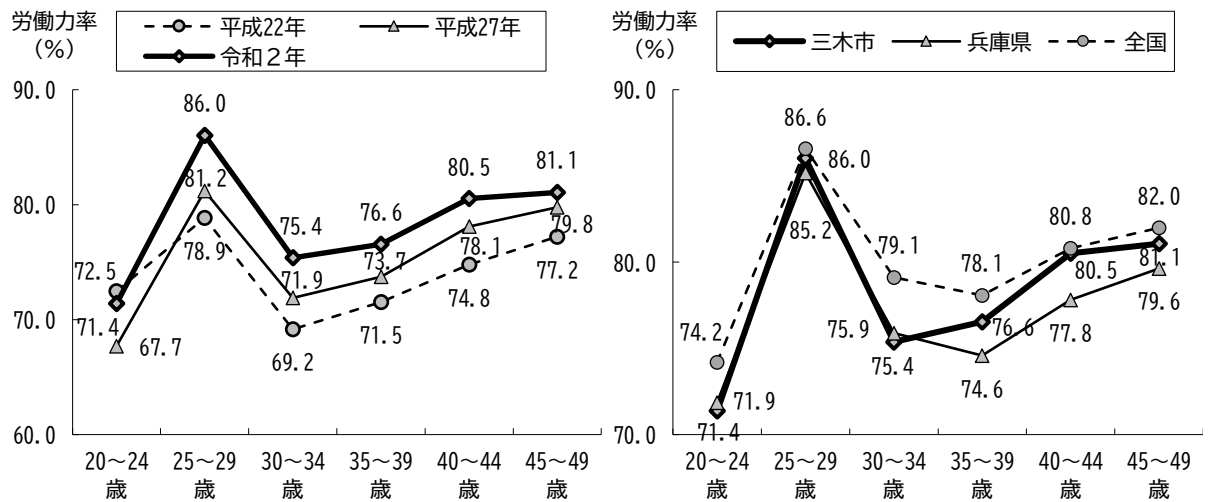


資料：住民基本台帳人口移動報告

(4) 女性の就労状況（女性の労働力率※）

本市の女性の労働力率（就職・休職中・求職中のいずれかの状態である割合）は年々増加しており、子育て期間中も就労を継続する女性の割合が増加しています。本市の子育て世代の女性の労働力率は、国・兵庫県と比較すると、大きな差はありませんが、最も労働力率が低くなるのが、国・県では35～39歳であるのに対し、本市では30～34歳となっており、就労への復帰が早い傾向がうかがえます。

■女性労働力率の推移（平成22年～令和2年） ■女性労働力率の比較（令和2年）



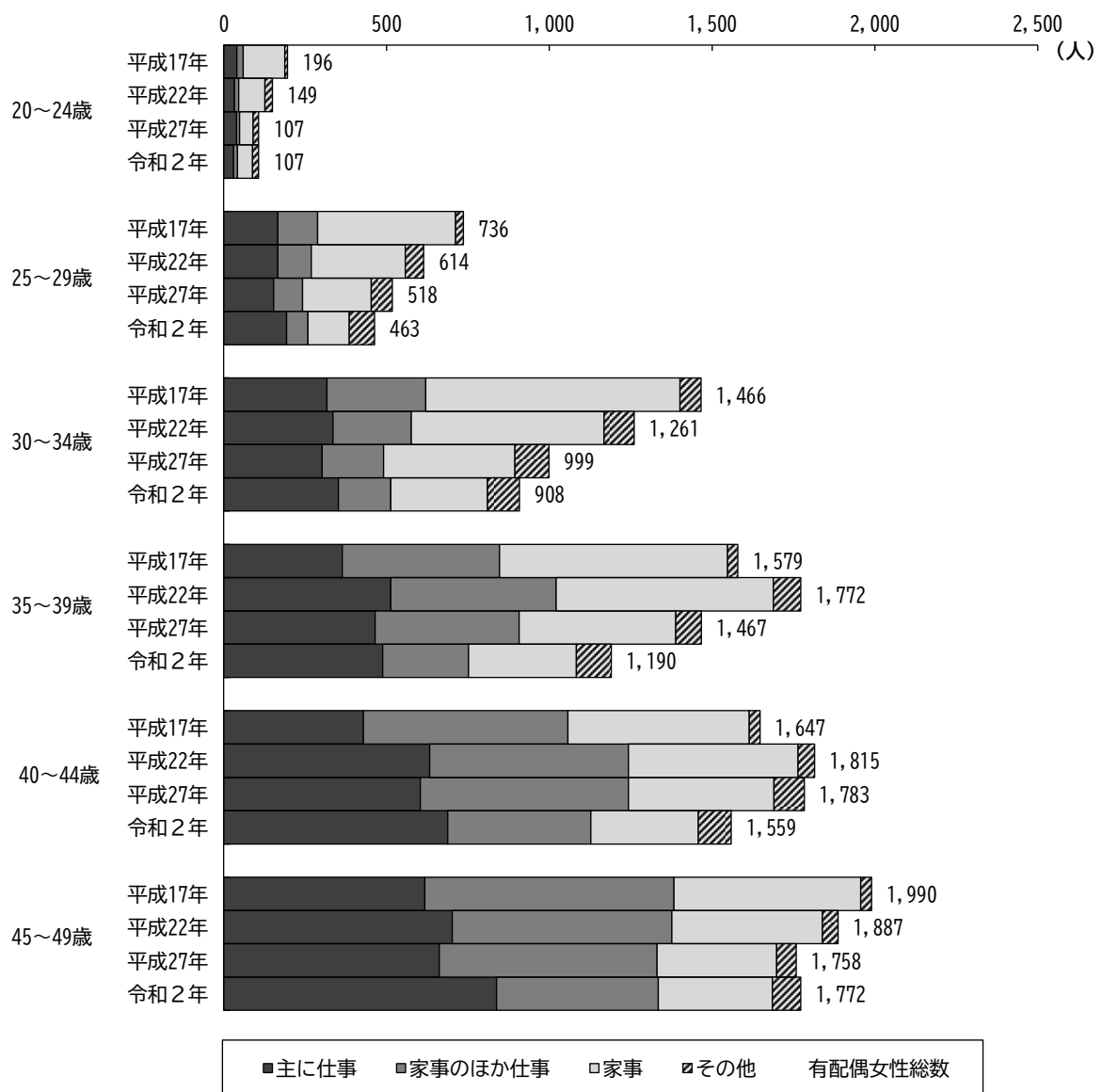
資料：国勢調査

（５）有配偶女性の労働力状態

子育て世代の有配偶女性の数は、平成 27 年から令和 2 年にかけて 25～44 歳で減少しており、特に団塊ジュニア世代以降の落ち込みが大きくなっています。

有配偶女性数の減少に対して、「主に仕事」の有配偶女性は横ばいまたは増加している年代が多く、仕事を有する有配偶女性の増加と、いわゆる「専業主婦」の減少が続いており、保育ニーズの増加の背景となっています。

■子育て世代の有配偶女性の労働力状態の推移



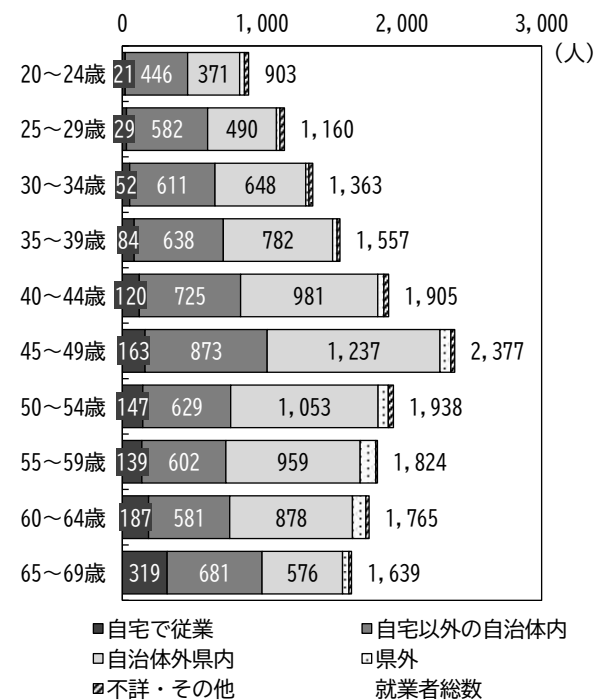
資料：国勢調査

（６）子育て世代の従業地

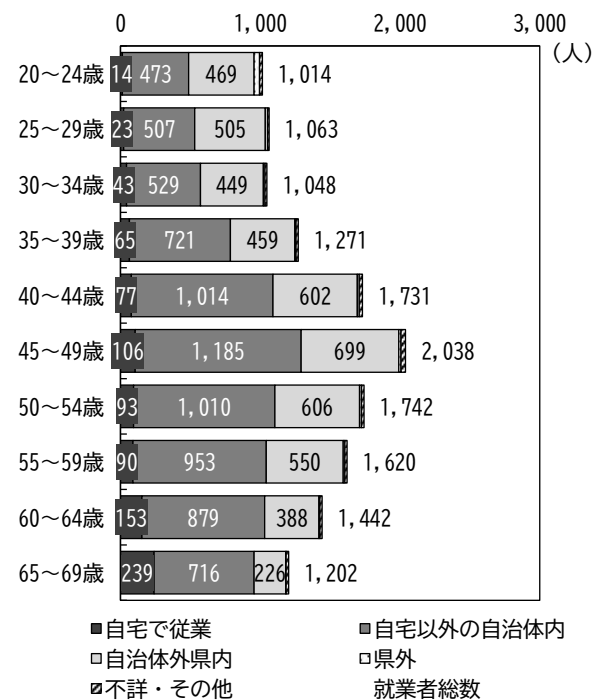
本市在住の就業者は国・兵庫県と比較すると自治体内での就業が少なく、自治体外の県内での就業が多くなっています。

20～40 歳代の男性の従業地は若い年齢ほど市内が多く、20～40 歳代の女性では、若い年齢ほど市外（県内）が多くなっています。

■年齢別にみた従業地別就業者数（男性）



■年齢別にみた従業地別就業者数（女性）



■年齢別にみた従業地別就業者割合（男女別）

令和2年	性別	自宅で従業 (%)	自宅以外の自治体内 (%)	自治体外県内 (%)	県外 (%)
三木市	20～24歳	2.4	51.0	42.4	4.1
	25～29歳	2.6	51.6	43.5	2.3
	30～34歳	3.9	45.7	48.5	1.9
	35～39歳	5.5	41.5	50.9	2.1
	40～44歳	6.4	38.7	52.4	2.4
	45～49歳	6.9	37.2	52.7	3.2
	就業者全体	11.1	39.8	46.0	3.2
兵庫県	就業者全体	8.3	45.5	29.2	17.0
	就業者全体	10.7	50.3	28.1	10.9
三木市	20～24歳	1.4	47.6	47.2	3.8
	25～29歳	2.2	48.2	48.0	1.5
	30～34歳	4.2	51.2	43.4	1.3
	35～39歳	5.2	57.5	36.6	0.8
	40～44歳	4.5	59.4	35.2	0.9
	45～49歳	5.3	59.0	34.8	0.9
	就業者全体	9.1	56.7	33.2	1.0
兵庫県	就業者全体	7.9	60.5	22.0	9.6
	就業者全体	9.9	62.5	21.6	6.0

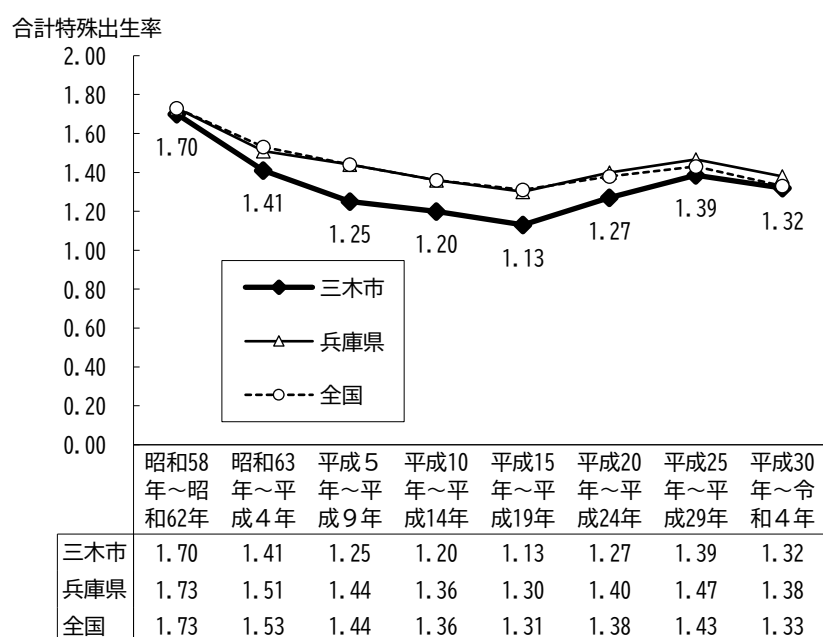
資料：国勢調査

(7) 合計特殊出生率※・年代別出生数

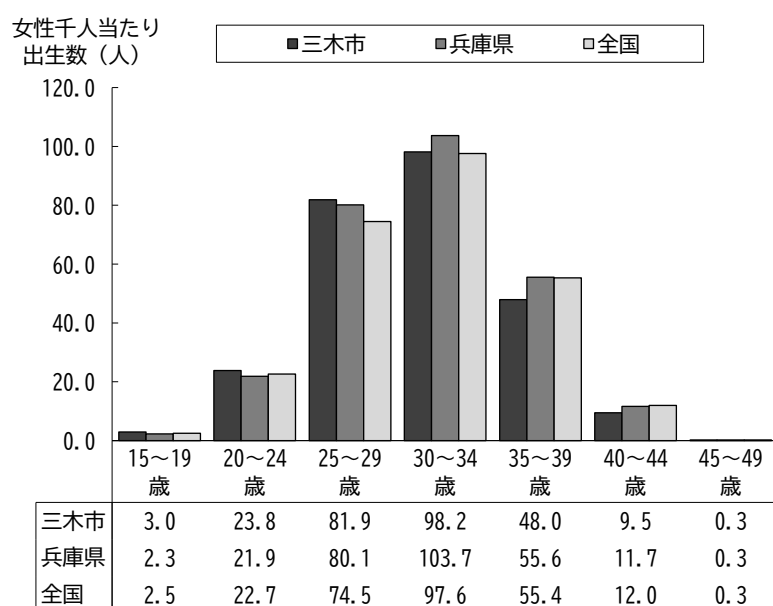
本市の合計特殊出生率は概ね 1.3 前後で推移しており、国・兵庫県をやや下回って推移してきましたが、直近の統計では国・兵庫県とほぼ同水準となっています。

年代別の女性千人当たり出生数を国・兵庫県と比較すると、本市は 20 歳代の出産がやや多く、30 歳代後半以降の出産がやや少なくなっています。

■合計特殊出生率の推移



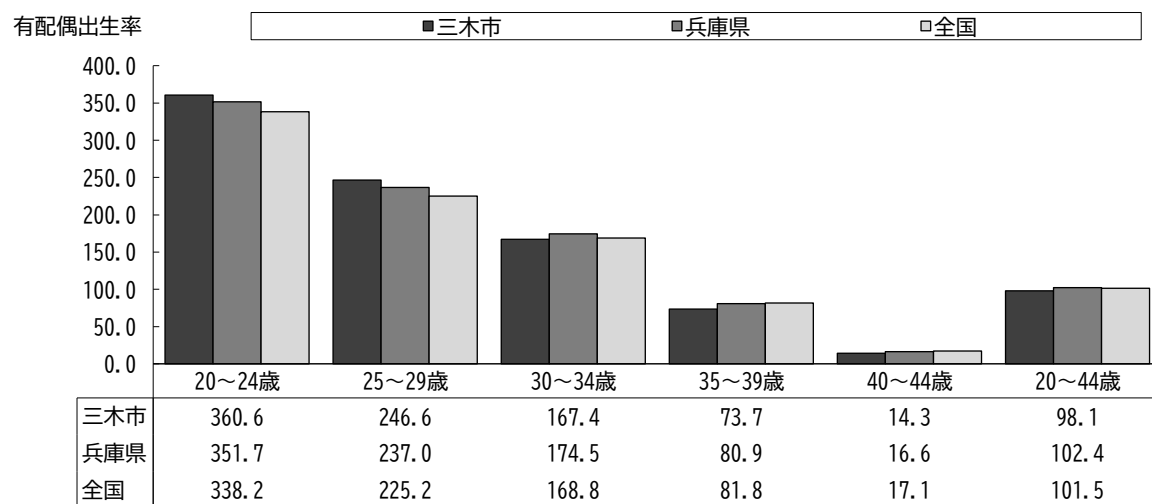
■年代別女性千人当たり出生数の比較（平成 30 年～令和 4 年）



資料：人口動態保健所・市区町村別統計

出生数を有配偶女性数で除して算出する「有配偶出生率」（有配偶女性千人当たりの出生数）についても、同様に 20 歳代は高く、30 歳以降は低くなっています。

■年代別有配偶出生率の比較（平成 30 年～令和 4 年）

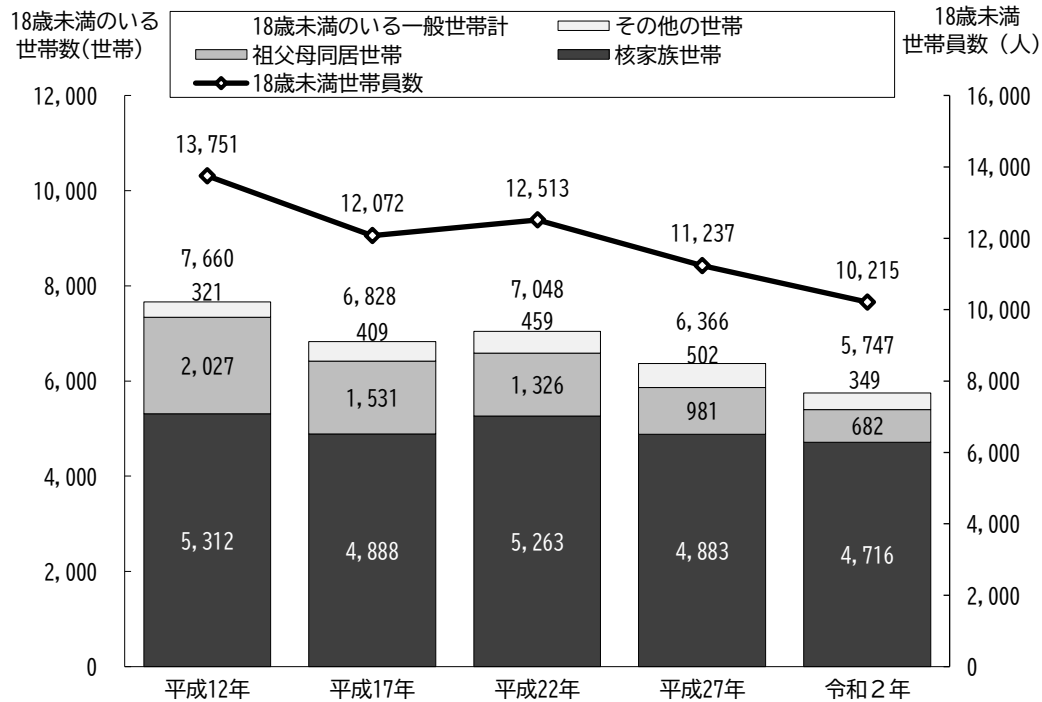


※有配偶出生率は、人口動態統計保健所・市区町村別集計（合計特殊出生率を含む市町村別統計）の年齢 5 歳区分別女性千人当たり出生数のデータを、年齢 5 歳区分別女性人口（各統計の中央年の国勢調査人口）に乗じて、年齢 5 歳区分別出生数を算出（推計）し、それがすべて有配偶女性による出生であると仮定して、有配偶出生率を算出しています（実際には有配偶以外の女性からの出生もありますが、日本では数が少なく、地域差をそれほど考慮する必要がないと考えられることから、指標としては大きな問題はないものと考えます）。なお、人口動態統計の中には有配偶出生率が報告されているものがありますが、これは全出生数を 15～49 歳の有配偶女性数で除して算出したもので、年齢区分別の出生の状況を含めて推計した本資料での算出方法とは異なります。

(8) 18歳未満のいる世帯

18歳未満のいる世帯数、18歳未満世帯員数ともに減少傾向です。祖父母同居世帯の割合は減少傾向で、国・兵庫県より高く推移しています。

■18歳未満のいる一般世帯数と18歳未満世帯員数の推移



※「一般世帯」とは、国勢調査の定義によると、住居と生計を共にしている人の集まりまたは一戸を構えて住んでいる単身者（住み込みの雇人や別に生計を維持している間借りの単身者または下宿屋などに下宿している単身者を含む）、会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舍、独身寮などに居住している単身者を含む言葉であり、「施設等の世帯」（寮・寄宿舍の学生・生徒、病院・療養所の入院者、社会施設の入所者等）と区分されます。

資料：国勢調査

■一般世帯における夫婦とこどものみ世帯の割合の比較

単位：％

	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
三木市	66.6	65.5	64.4	63.4	64.5	64.7	65.8	67.8	72.0
兵庫県	70.8	69.7	70.0	70.6	72.4	72.8	74.1	76.4	78.8
全国	66.5	65.0	64.8	65.3	66.8	67.8	69.4	72.4	75.7

■一般世帯祖父母同居世帯の割合の比較

単位：％

	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
三木市	28.2	28.3	28.7	28.9	26.5	22.4	18.8	15.4	11.9
兵庫県	21.8	21.7	21.0	20.1	16.7	13.4	10.4	8.3	5.9
全国	25.4	25.6	25.2	24.4	21.1	17.7	14.1	11.3	8.5

資料：国勢調査

(9) 最年少のこどもの年齢別にみたこどもの数

夫婦とこどものいる世帯のこどもの数は、最年少のこどもが11歳以下の世帯では1人が27.8%、2人が45.5%、3人が22.0%、4人以上が4.8%となっています。

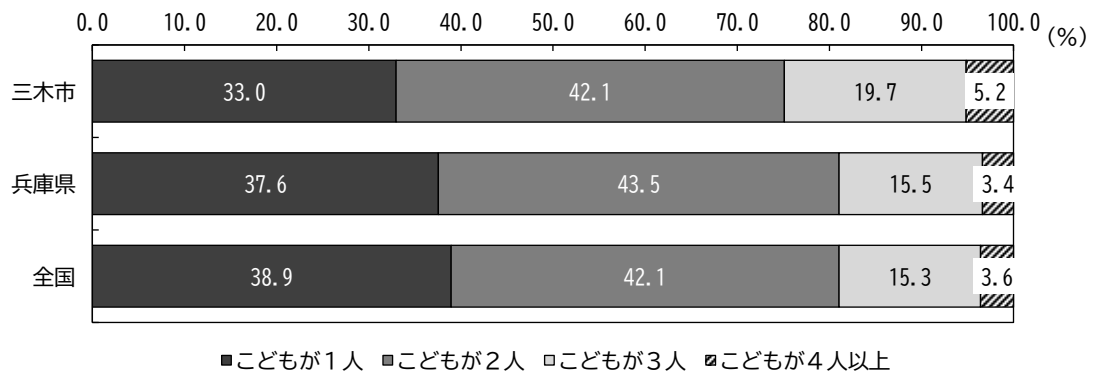
最年少のこどもの年齢が11歳以下の集計においても、5歳以下の集計においても、国・兵庫県と比較すると、本市はこどもが1人の割合が低く、3人以上の割合が高くなっており、夫婦とこどものいる世帯におけるきょうだい数は多いことがうかがえます。

■夫婦とこどものいる世帯の最年少のこどもの年齢別こども数の割合（令和2年）

	最年少のこどもの年齢	こどもが1人 (%)	こどもが2人 (%)	こどもが3人 (%)	こどもが4人以上 (%)
三木市	2歳以下	39.4	39.4	16.8	4.4
	3～5歳	24.7	45.7	23.4	6.2
	6～8歳	21.3	48.0	26.1	4.7
	9～11歳	20.8	51.9	23.6	3.7
三木市	11歳以下	27.8	45.5	22.0	4.8
兵庫県	11歳以下	32.1	47.6	17.1	3.2
全国	11歳以下	33.6	46.1	16.9	3.4

※「こどもの数」は、同居しているこどもの人数であり、夫婦から生まれたこどもの数の総計ではありません。

■最年少のこどもが5歳以下の世帯におけるこどもの数の比較（令和2年）



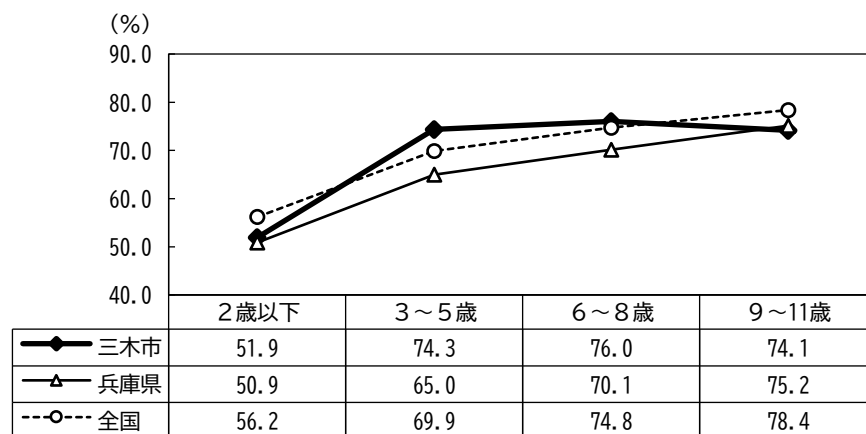
資料：国勢調査

(10) 最年少のこどもの年齢別・こどもの数別にみた親の就労状況

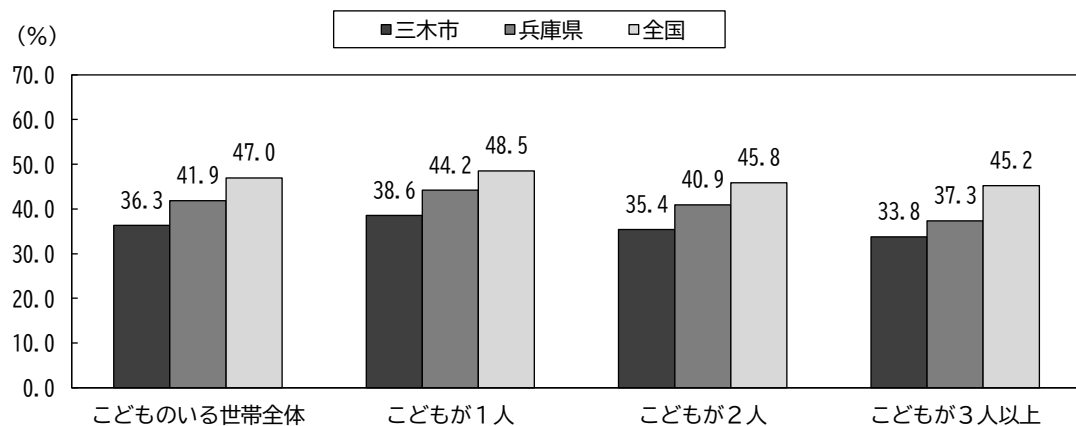
夫婦のいる世帯における父親と母親がともに就業者である夫婦就業世帯の割合は、本市では最年少のこどもの年齢が3～5歳以降はほぼ横ばいで推移しています。国・兵庫県はこどもの年齢が上がるほど高くなっていますが、本市ではそうした傾向はみられず、早い段階で就労に復帰する女性が多い傾向がうかがえます。

本市では、最年少のこどもの年齢が0歳のときの夫婦就業世帯の割合が低く、出産時にいったん職を離れる人の割合が高いことがうかがえます（休業中は就業に含んでいます）。

■最年少のこどもの年齢別にみた夫婦就業世帯の割合（令和2年）



■最年少のこどもの年齢が0歳のときのこどもの人数別にみた夫婦就業世帯の割合（令和2年）



資料：国勢調査

2. 子育てに関する状況

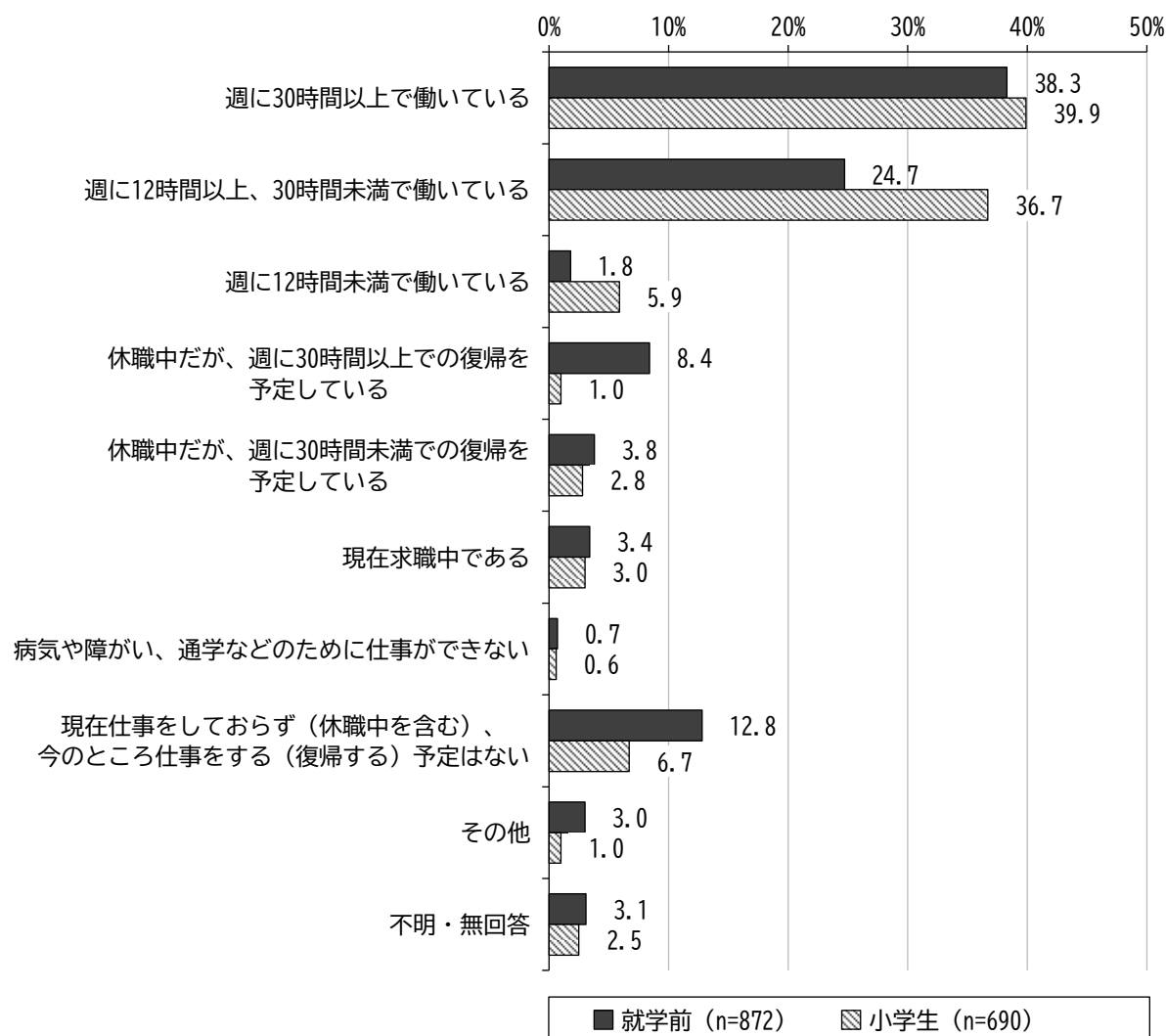
令和5年12月から令和6年1月に実施した「三木市子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査」においては、調査結果に基づき、本市の子ども・子育て支援に関する次のような現状が示されています。

(1) 就学前保育・アフタースクール※の利用ニーズについて

◇母親の就労状況を前回調査と比較すると、就学前児童保護者については、「週に30時間以上で働いている」が33.7%から38.3%に増加しており、「現在仕事をしておらず（休職中を含む）、今のところ仕事をする（復帰する）予定はない」は17.5%から12.8%に減少しています。

◇保護者の状況の変化が、保育ニーズの増大の背景となっていることがうかがえます。

■母親の現在の就労状況（自営業、家族従事者を含む）について（就学前保護者・小学生保護者）

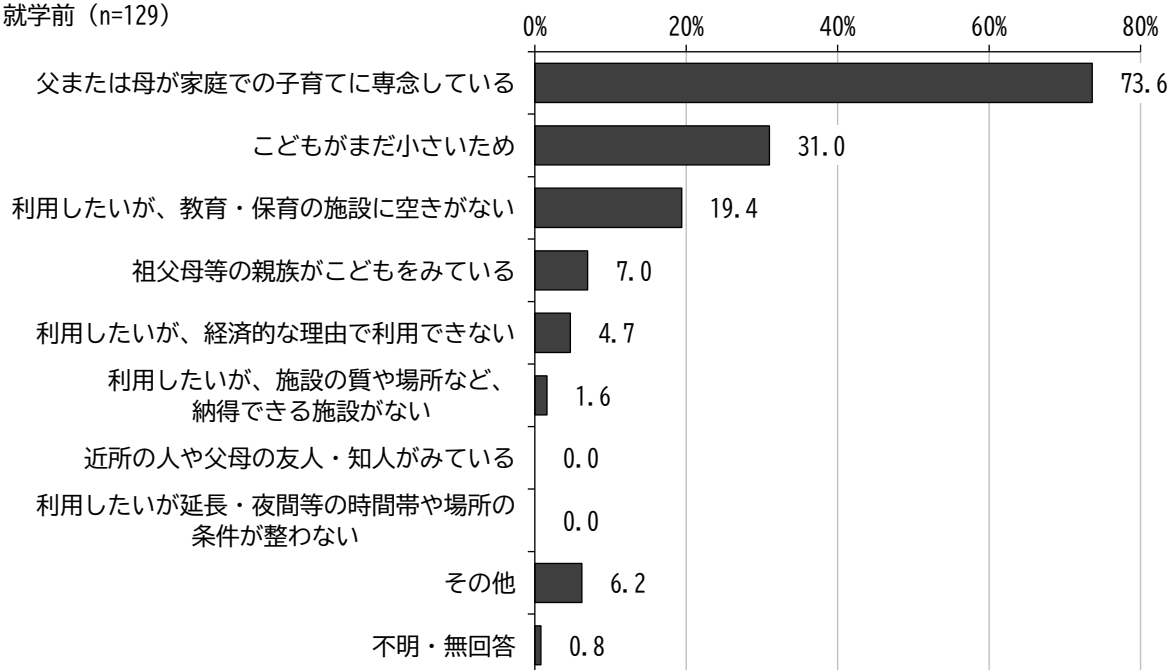


◇就学前の定期的な教育・保育施設の利用をしていない保護者にその理由を尋ねた質問では、「利用したいが、教育・保育の施設に空きがない」が19.4%となっており、前回調査(17.3%)からやや上昇しています。

◇保護者の就業状況の変化を考慮すると、引き続き、就学前施設の利用率の上昇や、より低年齢での利用の増加が予想されます。

■平日の「定期的な」教育・保育を利用していない理由（就学前保護者）

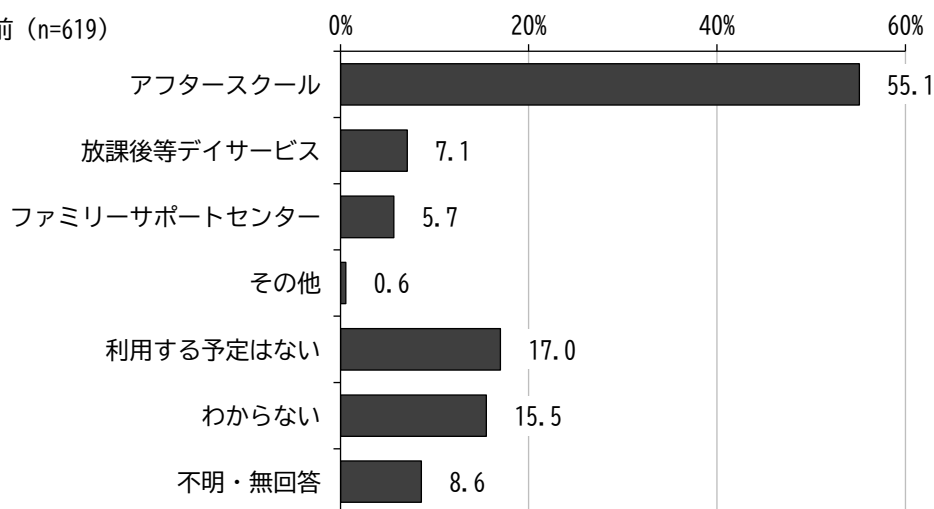
就学前 (n=129)



◇小学校入学後のアフタースクールについても、こどもが3歳以上の就学前保護者の半数以上にあたる55.1%が利用したいと回答しており、引き続き利用率の上昇が予想されます。

■小学校入学後の放課後（平日の授業終了後）に利用したい預かりサービス（こどもが3歳以上の就学前保護者）

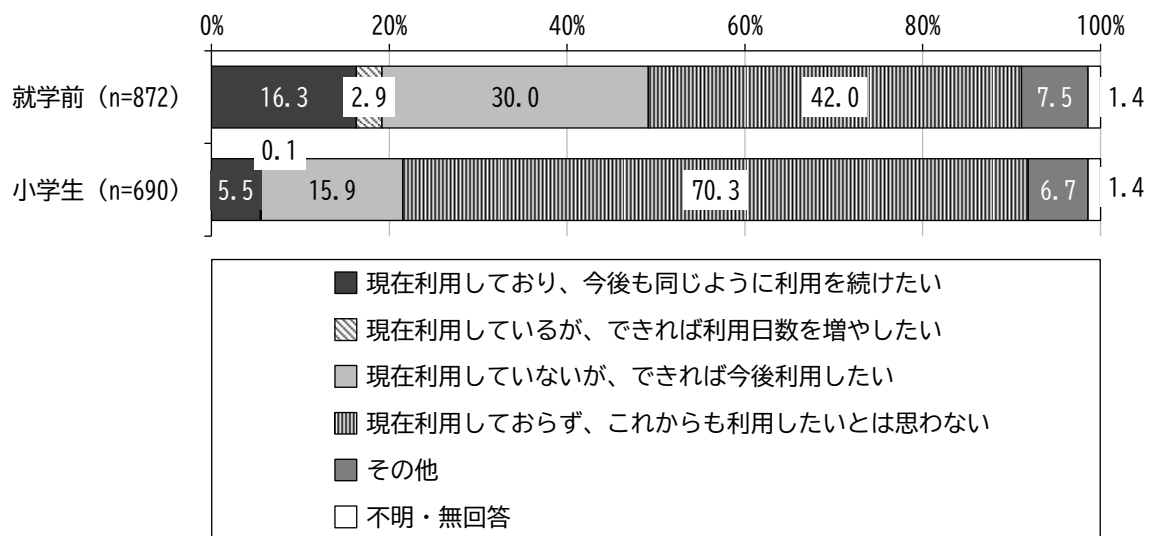
就学前 (n=619)



(2) 子育て支援事業について

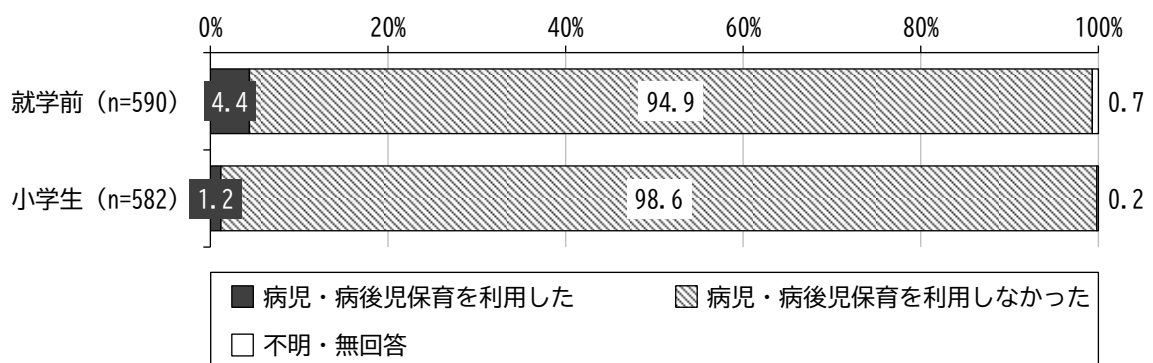
◇児童センター、吉川児童館、子育てキャラバン等については、就学前保育の利用の増加を背景に、現在利用しているという回答は減少している一方、「現在利用していないが、できれば今後利用したい」という回答が、現在利用しているという回答より多くなっており、潜在的ニーズが大きいことがうかがえます。

■児童センター、吉川児童館、子育てキャラバン等の今後の利用意向 (就学前保護者・小学生保護者)



◇病児・病後児保育についても、利用を希望する人の割合に対して、実際の利用は少数にとどまっており、潜在的ニーズが大きくなっています。

■最近1年間に、こどもの病気やケガでこども園等や小学校に通えなかった日があった人の病児・病後児保育の利用状況 (就学前保護者・小学生保護者)

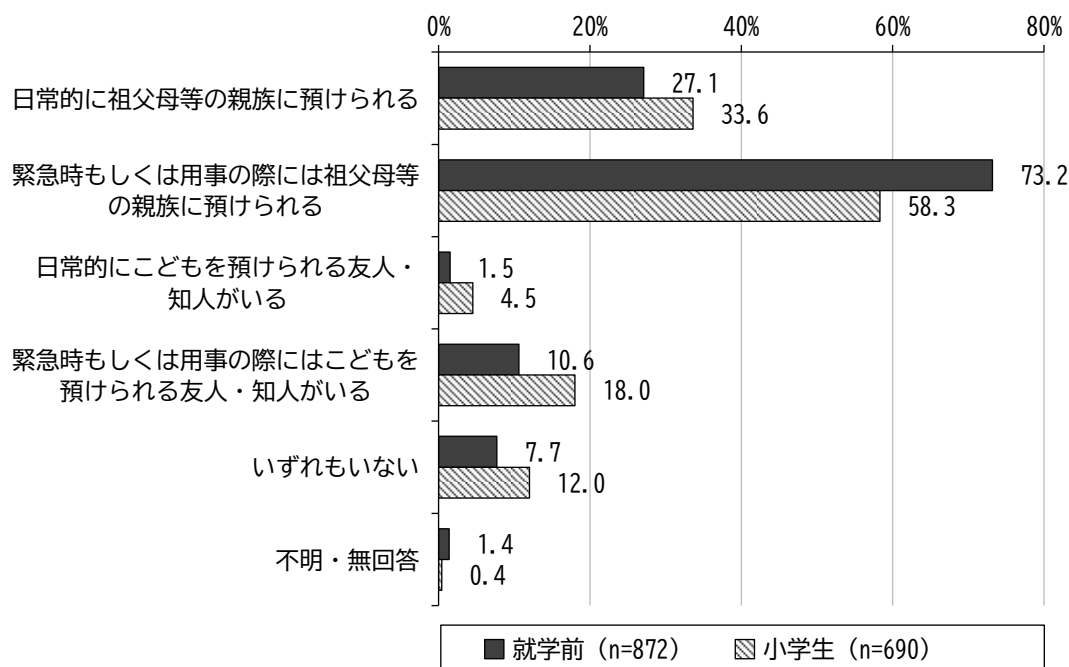


(3) 子育ての孤立や不安について

◇日頃子どもを預けられる親族・知人については、就学前保護者の 7.7%、小学生保護者の 12.0%が、日常的にみてもらえる人、または緊急時にみてもらえる人が「いずれもない」と回答しています。

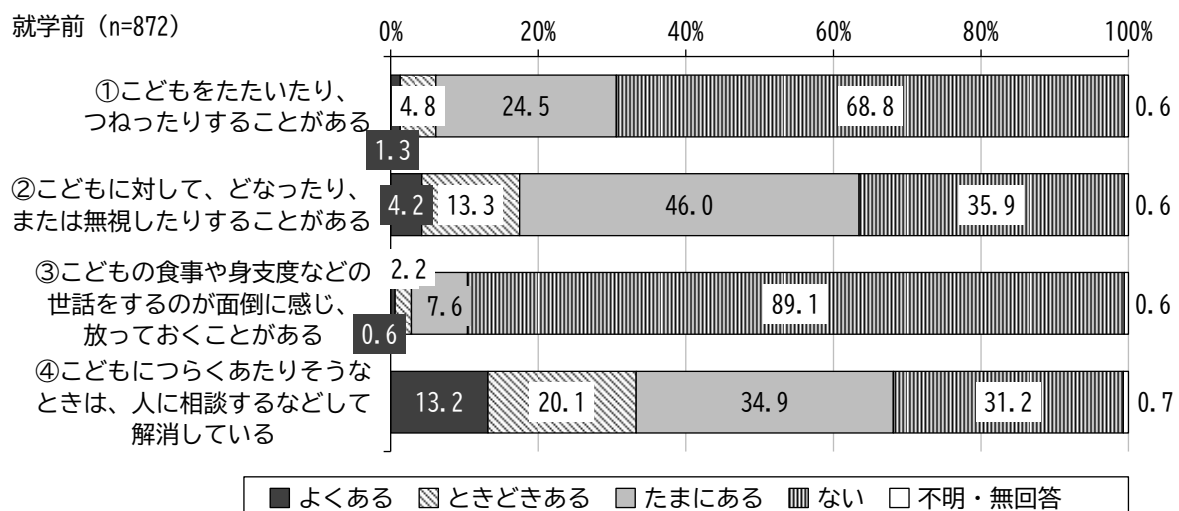
◇「子どもを預けられる友人・知人がいる」という回答は、就学前保護者・小学生保護者のいずれについても前回調査より減少しており、親族以外でサポートを受けられる人間関係が縮小傾向にあることがうかがえます。

■日頃子どもを預けられる親族・知人について（就学前保護者・小学生保護者）



◇子育てをしていて子どもにつらくあたってしまう経験をしている人は、前回調査より減少していますが、引き続き支援が必要な状況があることがうかがえます。

■子育てをしていて子どもにつらくあたってしまうようなこと（就学前保護者）

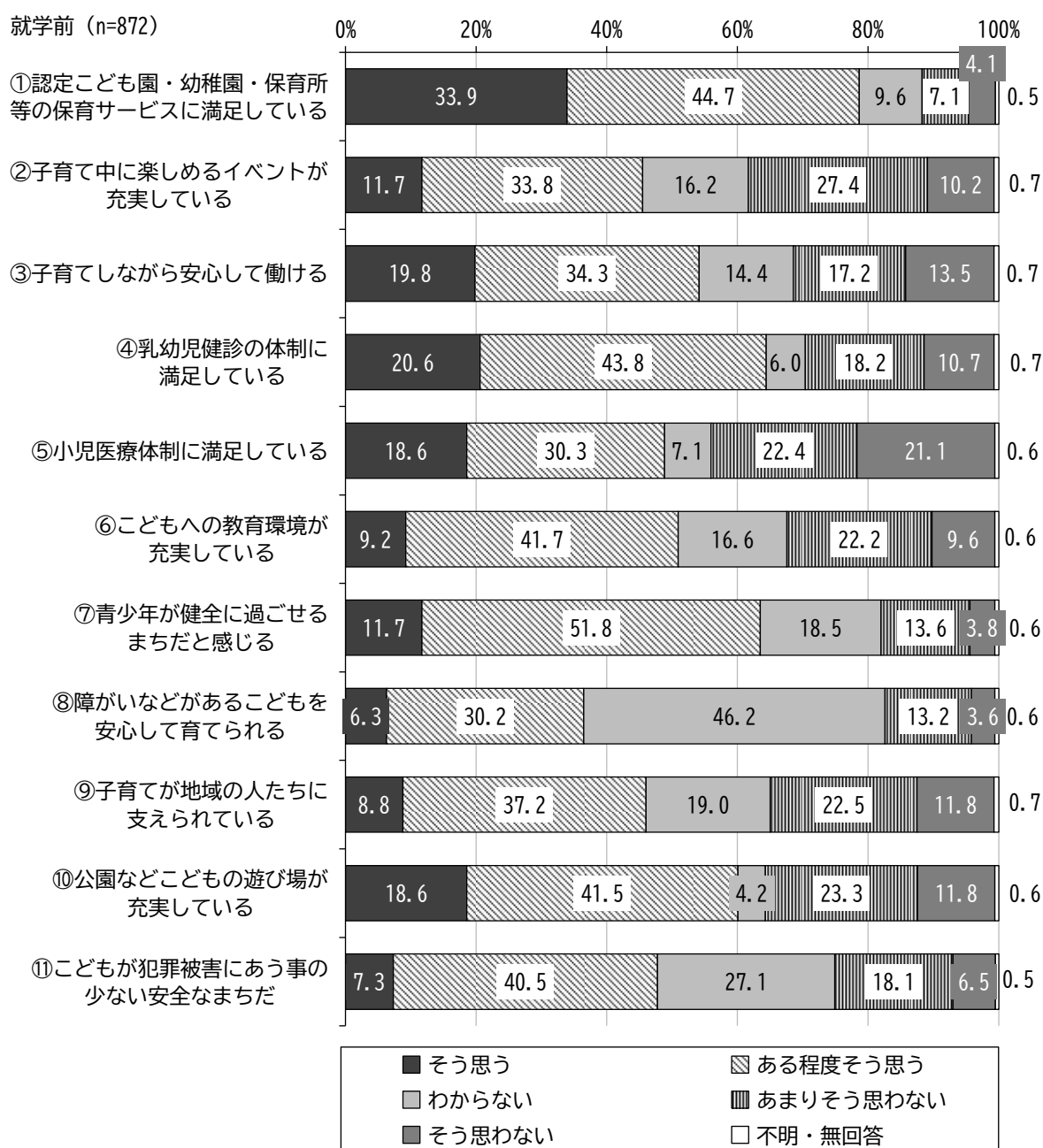


(4) 三木市の子育て環境について

◇三木市の子育て環境については、「認定こども園・幼稚園・保育所等の保育サービスに満足している」「乳幼児健診の体制に満足している」「青少年が健全に過ごせるまちだと感じる」で肯定的な回答が多くなっています。

◇一方で、「小児医療体制に満足している」「子育て中に楽しめるイベントが充実している」「公園などこどもの遊び場が充実している」では比較的否定的な回答が多くなっており、課題を感じている保護者が多いことがうかがえます。

■三木市の子育て環境等に関する項目についてどのように感じるか（就学前保護者）



3. 前回計画の実施状況

本計画の前回計画にあたる、「第二期三木市子ども・子育て支援事業計画（計画期間：令和2年度～令和6年度）」の実施状況について、特に充実・強化を図った取組や課題について、まとめました。

（１）出産・子育ての支援の充実について

- ◇妊娠期から子育てまで一貫した支援を行うため、妊娠届出時と出生届出時の機会を通じて計10万円を支給する出産・子育て応援事業が、令和5年2月から開始されました。悩みを抱える妊産婦が相談に行くきっかけをつくることや、支援が手薄である0～2歳児を育てる家庭の経済的負担の軽減を図ることを目的としています。
- ◇出産後の保護者を支援する産後ケア事業については、令和3年度、令和5年度に対象者を拡大し、助成額も増額した結果、利用者は大幅に増加しています。
- ◇核家族化や地域のつながりの希薄化により育児の不安や負担が増加しており、育てにくさを感じる親への寄り添う支援についての対策が課題となっています。妊娠期から育児期において切れ目のない支援が求められます。

（２）就学前教育・保育の円滑な利用の確保について

- ◇令和3年度より、「保育所・認定こども園等利用のしおり」を冊子型のしおりとして作成し、統一した案内ができるようにしました。
- ◇教育・保育の入所申し込みへのスムーズな対応と、審査期間の短縮、保護者の利便性の向上等を図るため、1号認定こどもの入所申し込みを、各施設ではなく市で一括して受け付けるワンストップ形式の入所申請方式を継続するとともに、次年度利用調整の前倒しを実施し、2・3号認定審査までの全体のスケジュールの短縮と、入所保留児童に対する早期の対応を図りました。
- ◇令和2年度より感染症対策の一環として、郵送での入所申込受付を開始し、保護者にとって利便性が高いため、現在も継続して行っています。また、申込様式等、必要資料の請求に関しても、ネットから請求できるようにしました。
- ◇令和4年度以降、育児休業中における在園時の保育の継続利用を可能としました。
- ◇志染保育所の施設増築を行い、0～3歳児の受け入れ枠を増員（14人→30人）するとともに、医療的ケア児の受け入れのための環境整備を実施しました。また、人口推計やその年度の受け入れ状況をみながら、必要な施設の利用定員の変更を行いました。

（３）就学前教育・保育の質の確保について

- ◇令和５年度より、家庭支援の充実のため、保育ソーシャルワーカー※による巡回訪問を開始し、家庭支援・保護者対応等について相談やアドバイスを受けることで、家庭・園との安定した人間関係の構築を図りました。
- ◇令和６年度に、小学校教育との接続の推進をめざし、就学前教育施設間での合同研修と小学校担当教員との交流研修「保育者実践交流研修」を実施するなど、学校教育への円滑な接続を図っています。こどもを中心とした育ちの面からの連携を進めることが課題となっており、令和７年度から架け橋カリキュラムの作成に向けた研修会及び検討委員会の開催を計画しています。
- ◇令和３年度より、医療的ケア児の受け入れを開始するとともに、受け入れに伴う看護員等の研修を実施しました。
- ◇三木市特定教育・保育施設評価について、令和３年度より各園の実態に即してポイントを絞ったスポット評価を導入し、教育・保育の質の向上を図りました。
- ◇保育教諭確保の取組として、令和３年度より、「みっきい保育教諭登録制度」を開始し、保育者としての資格や経験をもち、即戦力となる潜在保育教諭を発掘するため、幼稚園教諭免許や保育士資格をもつ人のための登録制度を実施しました。また、希望者に就業体験や就職斡旋を行いました。

（４）子育て家庭への支援の充実について

- ◇令和６年４月に「こどもサポートセンター（三木市版こども家庭センター）※」を設置し、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもへの切れ目のない相談支援体制の強化を図りました。
- ◇令和４年１月より、公立幼稚園での預かり保育を実施し、標準時間終了後、家族等の疾病、災害、介護などにより、緊急一時的に保育を要する在園児家庭に対して、預かり保育の実施を開始しました。
- ◇令和４年５月より、一時預かり事業について、新たに吉川児童館において事業を開始しました。
- ◇障がいや発達に支援が必要な児童への支援について、市直営で運営している「こども発達支援センターにじいろ」に、令和６年４月より「児童発達支援センター※」としての機能を追加し、支援の強化を図っています。

(5) 学校教育環境の充実について

- ◇ICT※教育指導員を増員し、児童生徒用のタブレット端末の整備に対応しています。
- ◇不登校児童生徒が増加しており、みっきいルーム（適応指導教室）を利用する児童生徒、特に小学生が増加しています。適応教室指導員の業務内容の見直しなど、利用者の変化に対応した取組が課題となっています。
- ◇学校と家庭間との連絡システム「すぐーる」の活用がこの5年間で大きく進んでいます。具体的には、「学校・学級の通信」や「急を要する連絡」の配信、「出席連絡」や「アンケート調査」などで活用されています。学校においてはペーパーレス化が推進され、同時に保護者側としてもその利便性の向上にもつながっています。
- ◇障がいのある児童のスムーズな就学に向け、就学前施設と小学校の教員で連絡会を開催し、情報共有を図っています。また、医療的ケアを必要とする児童生徒への適切な環境整備に向け、在籍校の担当教員と療育機関や関係機関との間で連携会議を開催しています。
- ◇日本語指導が必要なこどもへの学習支援や、心の安定を図るための支援を行うとともに、保護者に対して教育に関する情報提供や支援を行っています。外国にルーツをもつ児童生徒数は年々増加傾向にあり、安心して学べる環境づくりや支援体制のさらなる充実を図っていく必要があります。

(6) 放課後児童対策について

- ◇アフタースクールについて、コロナ禍における事業継続のための感染症対策を実施するとともに、小学校統合に伴う施設の移転・整備や、閉園後の幼稚園施設等を活用したクラス数の増設を行い、利用児童の受け入れ枠の確保を図ることで、保護者のニーズに応じた利用が可能となるような環境整備を進めました。
- ◇こどもの人権や様々な児童への関わり方等をテーマにした、アフタースクール支援員対象の研修会の開催を引き続き実施するとともに、事業所間の情報交換・意見交換会を新たに取り入れるなど支援員の資質向上に向けての取組を行いました。
- ◇低学年児童のアフタースクールの利用率が年々上昇しています。今後も保護者のニーズに応じた児童の受け入れを行っていくため、支援員の確保が課題となっています。

4. 本市の現状を踏まえた計画の見直しの方向

前回計画に基づく施策の実施状況

- ・引き続き利用ニーズを踏まえた子ども・子育て支援のさらなる充実を図るとともに、課題とされている項目に対応した取組の強化を図るべく、計画の内容を見直します。

国の制度変更に伴う課題

- ・子ども・子育て支援と、成長過程にある若者支援を一体のものとして総合的に取り組む視点が求められています。
- ・こども基本法、こども大綱の策定を受け、こども・若者を権利の主体として位置づけ、その参画や意見表明を大切にする視点をはじめとして、大綱に示された施策を勘案した計画の構成の見直しが求められます。
- ・児童福祉法、子ども・子育て支援法の改正により、本計画が包含する「子ども・子育て支援事業計画」に含むべき事業等が増加しており、それらを含めた見込量・確保体制の記載が求められます。

アンケート調査等からみた課題

- ・子育て世代の女性の労働力率の上昇傾向は、就学前保育・アフタースクールのニーズの増加や、共働き世代に対する子育て支援ニーズの増加をもたらすことが予想されます。
- ・アンケート調査においても、就学前保育サービスやアフタースクールの利用率の上昇が予想される結果が示されており、これらのニーズの拡大と、一方で進行する少子化の傾向の両方を考慮した将来予測が求められます。
- ・児童センター・吉川児童館の事業や病児・病後児保育については、事業の認知が進む一方で、潜在的な利用ニーズが大きいことがアンケート調査では示されており、こうした潜在的ニーズに応える取組が課題となります。
- ・こどもを預けられる友人・知人がいると回答した保護者が減少しているなど、子育て世帯の支援において、保護者の孤立や不安の解消に向けた取組の充実が重要であることが示されており、児童虐待の未然防止という観点からも対策が課題となります。
- ・認定こども園・幼稚園・保育所等の保育サービスについては、約8割が満足していると回答しており、前回調査に引き続き高評価となっています。一方で小学生保護者においては、全体的に就学前保護者より三木市の施策への満足度が低く、課題を感じていることがうかがえます。



計画の見直しの方向

- ・計画の構成を全面的に見直し、国のこども大綱を勘案した「こども計画」として求められる分野・内容を含む計画とします。
- ・教育・保育サービスや地域子ども・子育て支援事業について、利用の動向や潜在的ニーズを考慮して見込量及び確保方策を検討します。
- ・子育ての不安解消や保護者の孤立の防止、児童虐待の防止等について、引き続き支援の充実を図り、子育てしやすいまちづくりを推進します。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

基本理念は本計画の基本的な考え方となるものです。本計画の前身となる第一期・第二期の子ども・子育て支援事業計画では、「人がつながり 子どもが育つまち 三木」を基本理念としてきました。本計画においても、子ども・子育て支援事業計画における基本理念を引き継ぎ、人と人がつながり、こどもを家庭や地域などで共に育て、こどもが健やかに育つまちづくりを進めていくことに変わりはありませんが、「こども計画」として若者の支援まで領域を広げた計画となったことを考慮し、これまでの基本理念に「若者」を加え、次のように基本理念を定めます。

■基本理念

人がつながり こども・若者が育つまち 三木

2. 基本方針

基本理念の実現に向け、次の6つの基本方針を掲げ、分野別に取り組む施策の柱として位置づけます。

(1) こども・若者の育ちをともに支える社会づくり

地域・社会においてこども・若者の権利の擁護と尊重が図られ、社会全体でこども・若者を守り育ててゆく環境づくりに取り組みます。また、こども・若者が社会の一員として参画し、その意見が大切にされるとともに、安全・安心な環境のもと、多様な活躍・体験の場が確保される体制づくりをめざします。

(2) 支援を必要とするこども・若者とその家庭への支援

こどもの貧困問題やヤングケアラー※、障がいのあるこどもや医療的ケアを必要とするこども等、自らの可能性を伸ばしていく上で、特に支援を必要とするこども・若者について、支援の充実を図るとともに、関係団体・関係機関と連携して、必要な支援につながることでできる体制づくりを進めます。

（３）就学前教育・保育の質の確保と充実

発達段階に応じた三木市独自の教育・保育カリキュラムの活用や、研修等の充実による保育教諭の質の向上、幼児教育・保育から学校教育への円滑な接続のための取組等を実施し、就学前教育・保育の質の確保と充実を図ります。

（４）未来を創る教育の推進

これからの時代は、進行する少子高齢化やグローバル化などにより、変化が激しく、これまでになかったような課題に直面することが予想されています。そのような時代においても、社会の変化に主体的に向き合い、多様な価値観の中から新たな価値を見出し、未来を切り開いていく力が求められています。生涯にわたる豊かな学びの基礎となる、生き抜く力を育む教育の充実に取り組みます。

（５）青年期における成長・活動の支援

成長過程にある青年期の若者の支援においては、進学・就労への支援や、困難を有する若者への支援が課題となります。必要な支援につながることでできる相談支援や情報提供の充実を図るとともに、若者が自身の希望に応じたパートナーシップや子育ての環境を得ることができる社会づくりをめざします。

（６）子育て家庭や保護者に対する支援の充実

親と子の健康づくりに関する取組の充実や相談支援体制の整備、就学前教育・保育の円滑な利用の確保等、子育て家庭への支援の充実を図ります。また、ひとり親家庭の支援や障がいのあるこどもとその家庭の支援等、子育てに関する支援を特に必要とする家庭に向けた支援の充実に取り組みます。

3. 施策体系

基本方針1 こども・若者の育ちをともに支える社会づくり

- (1) こども・若者の権利の擁護と尊重
- (2) 児童虐待の防止
- (3) 心と体の健康を守る取組の充実
- (4) 安全・安心な育ちの環境づくり

基本方針2 支援を必要とするこども・若者とその家庭への支援

- (1) 障がいや発達に支援が必要なこども・若者とその家庭の支援
- (2) 多様なニーズを有するこども・若者とその家庭への支援
- (3) こどもの貧困対策

基本方針3 就学前教育・保育の質の確保と充実

- (1) 教育・保育内容の充実
- (2) 保育教諭の質の向上と確保
- (3) 家庭教育の支援

基本方針4 未来を創る教育の推進

- (1) 生きる力の育成
- (2) 学びを支える環境づくりの推進

基本方針5 青年期における成長・活動の支援

- (1) 就労の支援
- (2) 困難を有する若者への支援
- (3) 結婚・出産の希望がかないやすい社会の形成

基本方針6 子育て家庭や保護者に対する支援の充実

- (1) 各種の子育て支援の取組の推進
- (2) こどもの居場所づくり
- (3) 就労と育児の両立支援
- (4) 子育ての経済的支援

第4章 分野別の取組

基本方針Ⅰ：こども・若者の育ちをともに支える社会づくり

（Ⅰ）こども・若者の権利の擁護と尊重

①人権教育・啓発の推進

保護者、教育・保育機関の教職員、こどもの活動に関わる指導者等が、こどもの権利についての理解を深める機会の提供を進めます。また、こども・若者自身が権利の主体であることを学ぶ機会や、権利を侵害されたときにどのようにすればよいかについて知ることのできる機会や情報発信を充実させます。

②社会参画や意見表明の機会の確保

こども・若者が社会の一員として、自身に関係する物事に関して意見を表明する機会や、多様な社会的活動に参画する機会が確保される必要があることについて、広く周知・啓発を行うとともに、こども・若者施策にこども・若者の声を反映させる仕組みづくりについて検討します。

③ジェンダー※・障がい等に関する格差の解消

ジェンダーや障がい、文化、経済的格差等によってこども・若者の権利が侵害されたり、差別的取り扱いを受けることがないよう、学校・地域・関係機関における研修・啓発の充実を図るとともに、権利侵害があった場合の相談支援の充実に取り組みます。

④多文化共生の推進

外国にルーツをもつこども・若者が増加していることを踏まえ、互いの文化的背景を尊重しながら共に生きる多文化共生の考え方の普及を図るとともに、地域社会において共に生活するために必要な言語その他の支援を行います。

（Ⅱ）児童虐待の防止

①関係機関との連携と相談体制の強化

すべての妊産婦、子育て世帯、こどもへの相談支援を行うとともに、妊娠・出産・子育てに困難を抱える家庭を早期に発見・把握し支援等を行う「こどもサポートセンター」を設置します。さらに、関係機関の連携と情報共有による支援を実施するため、「要保護児童対策地域協議会（みきっ子未来応援協議会要保護児童部会）」で実務者会議や個別ケース会議等を開催し、支援方針の決定、支援の進行状況管理を行います。また、児童虐待相談の危険度や緊急性を客観的に判断するためのアセスメント※を導入し、被虐待児に関する情報収集や適切な対応の強化を図ります。

また、DVの防止や被害者の支援について、啓発・情報提供を推進するとともに、必要な体制を確保します。

②虐待の早期発見と予防啓発

乳幼児健康診査やその未受診者への訪問、その他の保健指導、乳児家庭全戸訪問事業等の母子保健事業や、配偶者暴力相談支援センター、地域の医療機関等との連携により、支援を必要とする親子を早期に把握するとともに、特に支援を必要とする場合には、養育支援訪問事業や子育て世帯訪問支援事業等の適切な支援につなげていきます。また、虐待の発生予防や早期発見等のため、就学前教育・保育施設や学校と連携し情報共有を図るとともに、教職員や民生委員児童委員等を対象とした虐待防止や早期発見のための研修会等を実施します。さらに、しつけと称した体罰を容認する考え方を見直してもらうため、体罰がもたらす子どもへの悪影響について保護者等を対象とした啓発活動を行います。

③児童養護施設等との連携

子育て短期支援事業（ショートステイ事業）の実施に関して、児童養護施設や里親等の協力を得ることにより、支援の必要なこどもの養育・保護に努めます。

（３）心と体の健康を守る取組の充実

①親と子の健康づくり

妊産婦の適切な健康管理や不安の解消をめざし、母子健康手帳の交付や保健師等の専門職による相談や保健指導を行います。また、訪問や教室の開催等により、妊娠・出産・子育てに関する情報を提供するとともに、出産や育児に関する悩みや不安の解消に努めています。

また、さらに妊婦健診、産婦健診の費用を助成し、出産前後の女性の健康管理と安心して出産・育児ができるように支援します。

乳児と保護者に対する家庭訪問や、乳幼児健康診査を実施し、育児状況やこどもの健康状態の把握をするとともに、疾病等の予防・早期発見や保護者の精神面の支援を図ります。

②小児医療体制の整備

産科、小児科、小児救急医療の充実について、全国的に医師不足の状態であり、県・近隣自治体と連携した整備の推進に努めます。また、医療機関の不足を補うため、本市独自の取組として「三木市健康医療相談ダイヤル」を設置し、医師・保健師・看護師などの専門スタッフが、24時間年中無休で症状や病気に関する悩み、夜間のこどもの発熱の対処法、応急手当といった健康や医療の相談に応じます。

③学齢期から青年期までのこどもの相談支援体制の整備

妊娠・出産・子育てに関する相談への対応や、各種の子育て支援サービスの円滑な利用を支援するため、母子健康手帳を交付する保健窓口、子育て親子が集う児童館、教育・保育サ

ービスの申し込み窓口など、様々な場所で気軽に子育てに関する相談ができる体制を整えます。

また、保護者の孤立や育児不安から適切な養育ができない家庭の相談や、学齢期から青年期のこどもの悩み等に対して、各種相談窓口を開設するとともに、関係機関との連携を強化し、相談支援体制の充実を図ります。

さらに、小中学校では、スクールカウンセラー※やスクールソーシャルワーカー※等とも連携して、こどもや保護者の相談に対応できる体制を整えます。

（４）安全・安心な育ちの環境づくり

①こどもを事件・事故の被害から守るための活動の推進

近年、こどもが犠牲者となる事件・事故の報道が相次いでいます。こどもを事件・事故から守るために、関連機関との連携を強化し、犯罪等に関する情報提供の徹底や、地域ぐるみでこどもを見守っていくことを推進していきます。

②安全なインターネット利用のための取組

適切なインターネット利用に関するこどもや保護者への啓発等、こども・若者が安全にインターネットを利用できる環境整備に取り組みます。

③こども・若者の自殺対策

互いに支え合い、誰も自殺に追い込まれることのないまちをめざし、子どもいじめ相談や不登校対策の推進、児童虐待防止、思春期・青年期の相談機関の連携と充実、自殺予防啓発等、こども・若者の自殺防止に向けた取組を推進します。

基本方針２：支援を必要とするこども・若者とその家庭への支援

（１）障がいや発達に支援が必要なこども・若者とその家庭の支援

①教育保育施設での障がいや発達に支援が必要な児童の受け入れ

各認定こども園・幼稚園・保育所と連携し、市内の教育・保育施設において障がいや発達に支援が必要な児童の受け入れや教育・保育の支援をしていきます。あわせて、市の関係機関や県の専門機関等と連携した多面的な支援体制の構築を図ります。

②障がいや発達に支援が必要なこどもとその家庭の支援

障がいや発達に支援が必要なこどもへの支援については、「三木市障害児福祉計画」に基づき、成長段階に応じた療育や保育・教育の推進を図ります。

③特別支援教育の推進

一人一人の個性や特性に応じた学びを提供できるよう、特別支援教育を充実させます。インクルーシブ教育※の理念に基づき、共生社会の実現に向け、互いに支え合い、認め合う教育を推進します。

（２）多様なニーズを有するこども・若者とその家庭への支援

①ひとり親家庭の自立支援の推進

収入の不安定なひとり親家庭の自立促進と生活の安定を図っていきます。また、ひとり親家庭に対する相談機能を充実するとともに、就労に必要な知識、技能の習得を支援していきます。

②外国にルーツをもつこどもとその家庭への支援

こども同士がお互いの国籍や文化の違いを知り、認め、尊重し合える教育・保育の推進をめざすとともに、保護者の気持ちに寄り添いながら、必要に応じて関係機関と連携し、支援します。

③社会的養護※を必要とするこども・若者に対する支援

社会的養護を必要とするすべてのこどもが適切に保護され、心身ともに健やかに養育されるよう、養育環境の改善、親子関係再構築や家庭復帰の支援等を行うとともに、児童養護施設等の充実、里親の確保等に取り組めます。また、社会的養護経験者が進学・就学等において孤立や困難を経験しやすいことを踏まえ、関係機関が連携して支援のあり方を検討します。

④ヤングケアラーへの支援

いわゆるヤングケアラーの問題は、ケアが日常化することで学業や友人関係等に支障が出

てしまうなど、個人の権利に重大な侵害が生じているにもかかわらず、こども本人や家族に自覚がない場合もあり、顕在化しづらいことが課題とされており、教育・福祉をはじめとする関係機関が連携して実態把握を進めるとともに、こどもの意向に寄り添いながら、こどもとその家庭への支援につなげます。

（３）こどもの貧困対策

①実態把握の推進

経済的に厳しい状況にあるこどもとその家庭の実情や支援の課題について、実態把握を進めます。支援が必要なこどもや家庭が支援制度や事業に円滑に接続されるよう、積極的な実態把握の取組を進めるとともに、関係機関の連携を強化します。

②学習・進学支援

家庭の経済状況にかかわらず、等しく能力を伸ばすことができるよう、各学校の状況に応じて学力向上の取組の充実を図ります。また、地域や民間の事業と連携した学習支援を実施します。経済的に厳しい状況にある家庭のこどもの就学・進学を促進するため、家庭の負担軽減に取り組めます。

③生活支援

困難を抱える家庭のこどもの居場所づくりや生活支援について、市民や事業者等と連携した取組の実施を図ります。支援団体や事業者等の関係団体のネットワーク化により、地域でこどもを支える体制づくりを進めます。

④保護者への支援

子育てに課題を抱える保護者の早期発見・早期支援の体制づくりに向け、関係機関の連携・情報共有を推進するとともに、相談支援の充実を図ります。また、生活困窮者自立支援制度やひとり親世帯への就労相談等、保護者の就労支援を推進します。経済的な支援制度について、保健・福祉・教育等の関係機関を通じて周知の徹底を図り、対象となる世帯が確実に支援を受けられるよう取り組めます。

基本方針 3：就学前教育・保育の質の確保と充実

（１）教育・保育内容の充実

①発達段階に応じた三木市独自の教育・保育共通カリキュラムの活用

国の「認定こども園教育・保育要領」「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」を踏まえて平成30年度に改訂した『三木市就学前教育・保育共通カリキュラム※』をもとに保育者が高い意識をもって教育・保育を行い、市内全就学前施設で三木市の理念を反映できるよう努めます。

②学校教育への円滑な接続

各学校・園間での相互参観や研修の機会を通して、こどもの育ちを視点とした幼児教育と小学校教育のつながりについて理解を深め、架け橋カリキュラム作成を行うことで、さらなる幼小接続の充実を図ります。

引き続き、就学前児童が在住する校区の小学校行事等への参加案内をし、見学や体験ができる機会を提供したり、「就学のための連絡会」の機会を活用し、小学校教職員と保育者が情報共有を行ったりしながら、スムーズな就学へとつなげていきます。

③三木市特定教育・保育施設評価及び監査

本市独自の「三木市特定教育・保育施設の評価及び監査に関する条例」及び「三木市特定教育・保育施設の評価及び監査に関する条例施行規則」に基づき、第三者による評価及び監査を義務づけ、定期的実施することで、各認定こども園・幼稚園・保育所に対し、教育・保育の質の向上や、施設の運営のさらなる適正化を図ります。

（２）保育教諭の質の向上と確保

①保育教諭の質の向上

市内の全保育者対象の「保育者合同研修会」「保育者交流研修会」「保育者人権研修会」「三木市教育委員会指定研究会」を継続実施し、研修内容の伝達周知を行うことにより、保育者の質の向上を図ります。教育・保育実践に必要な多面的な内容の研修と、保育者の心の内面を育てる質の高い研修を推進するとともに、教育委員会に指導主事を配置し、教育・保育内容の充実に向けて指導を行います。

②保育教諭の確保

就学前施設において、保育ニーズに対応できる職員体制を維持するため、保育教諭等の人材確保の取組を推進します。

(3) 家庭教育の支援

幼稚園教諭・保育士等による専門性を生かした子育て支援の取組を推進するとともに、子育てに悩みや不安を抱える保護者など、地域における保護者に対する家庭教育支援の充実を図ります。

基本方針４：未来を創る教育の推進

（１）生きる力の育成

①確かな学力の育成

子どもたちの自己実現につながる「主体性・協働性・創造力」の育成をめざし、その基盤となる基礎学力の定着と、活用力・学びに向かう力を育てます。また、グローバル社会で主体的に活動できるコミュニケーション能力や合意形成能力、高度経済化社会のさらなる先を見据えた情報活用能力や論理的な思考力を育てます。

②豊かな心の育成

学校においては、全教育活動を通じて、自尊感情を高め、主体的で実践的な人権教育を推進します。また、人としてのあり方や生き方を学び、よりよく生きるための道徳性を養います。

③健やかな体の育成

一人一人のこどもが、運動に親しむ習慣を身につけ、体力や運動能力を向上させることのできる教育を推進します。また、食に対する正しい知識と健康的な食生活の習慣を身につけるための食育活動を推進します。

（２）学びを支える環境づくりの推進

①学校・園の教育環境の整備・充実

すべてのこどもたちに等しく学ぶ機会が保障され、安全で快適な学校・園での生活を送ることができるよう、教育環境の整備と充実を進めます。また、支援が必要なこどもに適切な支援が確保される環境整備を進めます。

②教職員の資質・能力の向上

自ら学び続ける教職員を支援するため、研修の場を提供し、資質・能力の向上を図ります。教職員の業務改善を進め、こどもたちと向き合う時間を確保するとともに、働きやすい職場環境を整備します。

③学校・家庭・地域が連携した教育の推進

学校・家庭・地域が連携・協働した「地域とともにある学校園づくり」を進め、こどもたちを地域全体で育てる機運を高めます。また、親子で共に成長できる学びの機会を提供し、基本的な生活習慣や学習習慣の確立に向け、家庭教育の重要性についての啓発を行うなど、家庭の教育力の向上を図ります。

④不登校のこどもの支援

誰もが安心して学べる学校づくりに取り組むとともに、関係機関等と連携した支援体制を整えてこどもたちの学習・生活の場の確保を支援し、こどもたちの社会的自立をめざした不登校支援に取り組めます。

基本方針５：青年期における成長・活動の支援

（１）就労の支援

①キャリア教育の充実

学校教育においては、キャリア教育の充実を図り、自分らしい生き方を実現するため、学ぶことや働くことの大切さに気づくことのできる機会や学びの場を提供します。

②関係機関と連携した就労支援

就労において困難に直面した若者が、必要な支援につながることができるよう、ハローワーク等をはじめとする関係機関と連携した情報提供や相談支援を行います。

（２）困難を有する若者への支援

①地域と連携した困難を有する若者への支援体制づくり

進学・就労等において困難に直面した若者が、地域・社会とつながりながら、将来に希望をもって成長していけるよう、地域や関係機関と連携した支援体制づくりを進めます。

②相談支援の充実と情報発信の強化

困難を有する若者やその家族が、相談支援を受けたり必要な支援につながるための、相談体制の充実と、相談窓口に関する情報発信の強化を図ります。

（３）結婚・出産の希望がかないやすい社会の形成

①親となる体験の機会の提供

こども・若者が学校・地域等において、子育て中の親子と交流する機会を確保するなど、親となる体験や子育ての体験を通じて次世代の親を育てる取組を推進します。

②プレコンセプションケア※に関する情報提供

将来の妊娠・出産やこどもをもつことに関して、こども・若者があらかじめ知っておく必要のある知識や情報について、知ることができる機会の確保に努めます。

③自分らしいパートナーシップと子育てを支える環境整備

結婚することや子どもをもつことなど、一人一人の若者の家族をもつことへの希望をかなえやすい社会の形成に向け、出産・子育て支援の充実等の環境整備に取り組めます。また、三木市パートナーシップ制度※を活用した取組の推進等を通じて、多様な家族のあり方が承認される社会の実現を図ります。

基本方針 6：子育て家庭や保護者に対する支援の充実

（１）各種の子育て支援の取組の推進

①子育て支援事業の充実

すべての子育て家庭を対象に、地域子育て支援拠点における親子の交流や子育て相談の実施、病気や急用などの際にこどもを預けることのできる事業など、各種子育て支援の充実を図ります。

②地域における子育て世代の学びや交流

乳幼児学級や家庭教育学級など、公民館における社会教育活動を通じて学びの機会を提供するとともに、地域の就学前教育・保育施設を活用した乳幼児と保護者の地域住民との交流を促し、子育て支援を図ります。

（２）こどもの居場所づくり

①放課後児童健全育成（アフタースクール）事業の充実

保護者が就労している小学生の放課後の安全・安心な居場所として、放課後児童健全育成（アフタースクール）事業の充実を図ります。引き続き利用者が増加傾向となることを考慮し、受け入れ枠の確保に努めるとともに、保護者のニーズに応じた利用が可能となるよう、制度の運用のあり方を検討します。

また、事業所間の情報交換を行い、課題・問題を共有し、運営面での工夫を図ります。

②地域と連携したこどもの居場所づくりの推進

地域団体等が主催する「こども食堂」や「地域食堂」について、社会福祉協議会とともに支援し、こどもの貧困対策と居場所づくりのさらなる推進を図ります。

（３）就労と育児の両立支援

①休業制度やワーク・ライフ・バランス※に関する事業者・市民への啓発

育児休業制度の積極的な活用や、仕事と生活の調和の実現に向け、労働者・事業主・地域住民の理解が進むように広報・啓発活動を行います。

②子育てにおける男女共同参画の推進

家庭内において、育児負担が女性に集中しがちな現状を変え、夫婦やパートナーが相互に協力しながら子育てし、それを職場が応援し、地域社会全体で支援する社会をつくるため、子育てにおける男女共同参画を推進します。

③就学前教育・保育施設の円滑な利用の確保

保護者が産休（産前・産後休業）、育休（育児休業）明けに、希望に応じて円滑に、認定こども園や保育所、幼稚園を利用できるよう、産休・育休中の保護者に対する情報提供や相談支援を行います。

また、育休満了時（原則1歳到達時）からの利用を希望する保護者が、希望時期から保育を利用できるよう配慮に努めます。

（４）子育ての経済的支援

①保育料負担の軽減

本市独自の保育料負担の軽減制度を継続し、子育て世帯の負担軽減を図ります。

②こども医療費の無償化

こども医療費を高校生世代まで無償化し、すべてのこどもが等しく医療サービスを受けることができ、健康に成長することができる環境づくりを進めます。

③各種の経済的支援と情報提供の充実

拡充された児童手当をはじめ、経済的に厳しい状況に陥りやすいひとり親の支援、経済的な理由でこどもの就学が困難となる家庭の支援、多子世帯の支援等、各種の経済的支援を着実に実施するとともに、支援を必要とする人や世帯が確実に支援を受けることができるよう、情報提供の充実を図ります。

第5章 事業実施の見込みと確保方策

1. こどもの人口の見込み

令和元年度から令和6年度の住民基本台帳人口に基づき、今後の住宅開発や転入・転出の動向を考慮して、本計画期間中のこどもの人口を推計しました。就学前、小学生ともに年々減少が予想され、令和11年度の推計児童数は、就学前児童で2,264人、小学生児童で2,603人となっています。母親年代の女性人口の減少を背景として、出生数の減少が見込まれており、少子化の傾向が継続する見込みとなっています。

■ 0～17歳人口の推計値（各年度4月1日）

単位：人

	令和6年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	378	368	361	359	353	346
1歳	356	392	381	374	370	365
2歳	433	361	399	387	380	377
3歳	396	437	365	400	389	384
4歳	479	396	435	364	400	389
5歳	446	482	395	437	365	403
6歳	484	444	480	394	435	364
7歳	545	486	448	482	398	438
8歳	532	540	483	444	478	395
9歳	572	534	542	485	443	478
10歳	592	573	533	542	483	444
11歳	581	594	572	532	541	484
12歳	635	580	592	572	534	542
13歳	584	635	581	592	572	533
14歳	575	583	636	579	592	572
15歳	621	573	582	634	578	590
16歳	608	620	572	582	632	578
17歳	682	610	622	576	584	636
0～5歳	2,488	2,436	2,336	2,321	2,257	2,264
6～11歳	3,306	3,171	3,058	2,879	2,778	2,603
12～14歳	1,794	1,798	1,809	1,743	1,698	1,647
15～17歳	1,911	1,803	1,776	1,792	1,794	1,804
合計	9,499	9,208	8,979	8,735	8,527	8,318

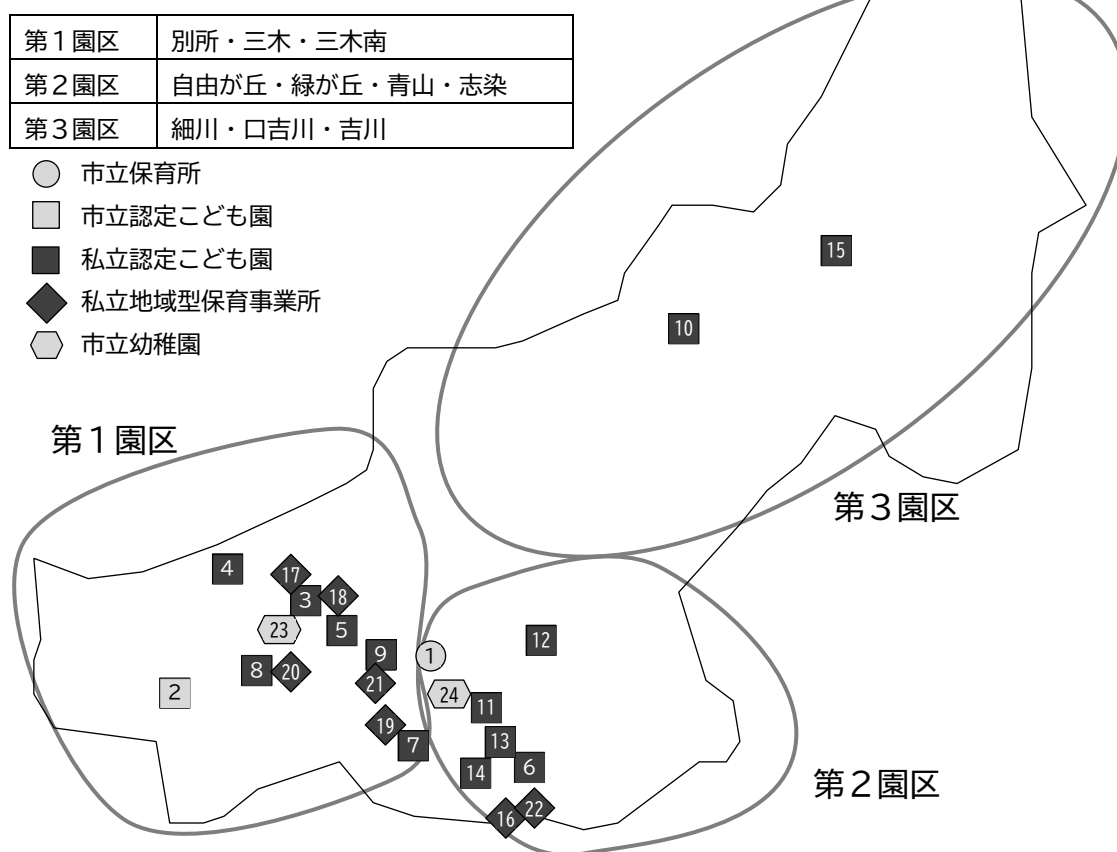
2. 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域の設定については、地域の実情に応じて、保護者やこどもが居宅より容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件や人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して、市町村が設定するものとされています。

三木市においては、次の理由により、この教育・保育提供区域を3園区と定めます。

- ①少子化の中でよりよい教育・保育集団を確保するとともに、地域の子育て支援拠点をバランスよく配置し、安定した教育・保育環境を確保するため
- ②市内を1園区～3園区にすれば待機児童が発生しないが、1～2園区では広域となり、こどもや保護者の通園等にかかる負担が大きくなるため
- ③原則、中学校区を考慮し、生活圏も視野に入れた設定とするため

なお、地域子ども・子育て支援事業については、基本的に三木市全体を1つの提供区域として事業を実施します。



1 志染保育所	7 ひろの認定こども園	13 りんでん認定こども園	19 小規模保育所ひろの保育園
2 別所認定こども園	8 羽場認定こども園	14 清心緑が丘認定こども園	20 さくらんぼ保育園
3 神和認定こども園	9 えびす認定こども園	15 よかわ認定こども園	21 小規模保育所えびすガーデン
4 エンゼル認定こども園	10 いずみ認定こども園	16 しんてつ・みどりがおか保育園	22 ポリーキッズルーム
5 一粒園認定こども園	11 自由ヶ丘認定こども園	17 リトルエンゼル	23 三樹幼稚園
6 清心認定こども園	12 あけぼの認定こども園	18 神和ひまわりルーム	24 自由が丘幼稚園

3. 就学前教育・保育の見込みと受け入れ施設の確保

就学前のこどもの教育・保育については、こどもの年齢と保育の必要性の認定に基づき、3つの認定区分に基づいて利用できる施設や時間が変わります。そのため、それぞれの認定区分別に量の見込みと確保方策を示すことになります。

■認定区分

年齢	満3歳以上		0～2歳
認定区分	1号認定 (教育標準時間認定)	2号認定 (保育認定)	3号認定 (保育認定)
対象者	幼稚園等での教育を希望する場合	就労等で保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望する場合	就労等で保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望する場合
利用できる施設	○幼稚園 ○認定こども園（教育部分利用）	○保育所 ○認定こども園（保育部分利用）	○保育所・認定こども園 ○地域型保育事業所

なお、就学前教育・保育の量の見込みは、基本的に以下のように算出しています。

- ①令和元年度から令和6年度の年度当初時点の利用者数と、年齢別の4月1日時点の人口に基づき、認定区分別、年齢（学年）別の利用率を算出
- ②利用率の推移に基づき、計画期間（令和7年度～令和11年度）の各年度の利用率を、年齢（学年）別に回帰直線（毎年の実績の推移から最も乖離の小さい直線）の推移やアンケート調査結果等を勘案しながら設定
- ③設定した各年度の利用率に、その年度の年齢別の推計人口を乗じて、年齢別の見込量を算出

(1) 1号認定

事業の実施状況

3～5歳で保育の必要性がない認定区分（認定こども園、幼稚園）です（2号認定だが幼稚園の利用を希望する数を含む）。令和6年4月1日現在、市内の幼稚園2か所、認定こども園14か所で実施されています。

量の見込みと確保方策

園区別にみた直近5か年の利用実績の推移と人口推計から利用量を見込んでいます。いずれの園区においても利用数は減少傾向で推移しており、今後も少子化や女性の就業率の上昇の影響で、利用が減少する見込みとなっていることから、現状の施設整備で対応します。

■ 1号認定の量の見込み（各年度4月時点） (人)

		令和6 年度実績	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
第1園区	① 就園児童数の見込み	82	89	76	73	68	67
	② 施設の受け入れ数		89	76	73	68	67
	③ ①-②		0	0	0	0	0
第2園区	① 就園児童数の見込み	71	87	72	60	47	38
	② 施設の受け入れ数		87	72	60	47	38
	③ ①-②		0	0	0	0	0
第3園区	① 就園児童数の見込み	10	12	8	9	9	9
	② 施設の受け入れ数		12	8	9	9	9
	③ ①-②		0	0	0	0	0
全市	① 就園児童数の見込み	163	188	156	142	124	114
	② 施設の受け入れ数		188	156	142	124	114
	③ ①-②		0	0	0	0	0

(2) 2号認定

事業の実施状況

3～5歳で保育の必要性がある認定区分（保育所、認定こども園）です。令和6年4月1日現在、市内の保育所1か所、認定こども園14か所で実施されています。

量の見込みと確保方策

園区別にみた直近5か年の利用実績の推移と人口推計から利用量を見込んでいます。いずれの園区においても人口に対する利用率は増加傾向ですが、少子化の影響で利用実績は減少傾向で推移しています。今後も利用率の上昇を見込んでいますが、少子化の影響で利用量は減少する見込みとなっており、現状の施設整備で対応します。

■ 2号認定の量の見込み（各年度4月時点） (人)

		令和6 年度実績	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
第1園区	① 就園児童数の見込み	580	562	505	501	496	520
	② 施設の受け入れ数		562	505	501	496	520
	③ ①-②		0	0	0	0	0
第2園区	① 就園児童数の見込み	435	449	436	433	422	425
	② 施設の受け入れ数		449	436	433	422	425
	③ ①-②		0	0	0	0	0
第3園区	① 就園児童数の見込み	62	76	58	85	79	88
	② 施設の受け入れ数		76	58	85	79	88
	③ ①-②		0	0	0	0	0
全市	① 就園児童数の見込み	1,077	1,087	999	1,019	997	1,033
	② 施設の受け入れ数		1,087	999	1,019	997	1,033
	③ ①-②		0	0	0	0	0

(3) 3号認定

事業の実施状況

0～2歳で保育の必要性がある認定区分（保育所、認定こども園、地域型保育事業所）です。令和6年4月1日現在、市内の保育所1か所、認定こども園14か所、小規模保育事業所6か所、事業所内保育事業所1か所で実施されています。

量の見込みと確保方策

3号認定については、年齢によって利用率が大きく異なるため、年齢（学年）別に見込量と確保方策を示しています。

0歳児の利用率は第1園区では横ばい、第2、第3園区では増加傾向、1歳児、2歳児についてはいずれの園区においても利用率は増加傾向で推移しています。今後も利用率の上昇が見込まれ、少子化の影響を考慮しても、利用量の増加が予想されますが、2号認定が減少傾向であること、将来的には少子化の影響により利用量も減少することが想定されることから、新規の施設整備は行わず、定員の弾力運用等で対応します。

■ 3号認定0歳児の量の見込み（各年度4月時点） (人)

		令和6 年度実績	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
第1 園区	① 就園児童数の見込み	27	31	32	33	33	33
	② 施設の受け入れ数		31	32	33	33	33
	③ ①-②		0	0	0	0	0
第2 園区	① 就園児童数の見込み	31	30	32	35	37	39
	② 施設の受け入れ数		30	32	35	37	39
	③ ①-②		0	0	0	0	0
第3 園区	① 就園児童数の見込み	5	4	4	5	5	5
	② 施設の受け入れ数		4	4	5	5	5
	③ ①-②		0	0	0	0	0
全市	① 就園児童数の見込み	63	65	68	73	75	77
	② 施設の受け入れ数		65	68	73	75	77
	③ ①-②		0	0	0	0	0

■ 3号認定1歳児の量の見込み（各年度4月時点）

（人）

		令和6 年度実績	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
第1園区	① 就園児童数の見込み	129	136	157	162	169	175
	② 施設の受け入れ数		136	157	162	169	175
	③ ①-②		0	0	0	0	0
第2園区	① 就園児童数の見込み	86	89	86	86	88	89
	② 施設の受け入れ数		89	86	86	88	89
	③ ①-②		0	0	0	0	0
第3園区	① 就園児童数の見込み	11	26	16	16	16	16
	② 施設の受け入れ数		26	16	16	16	16
	③ ①-②		0	0	0	0	0
全市	① 就園児童数の見込み	226	251	259	264	273	280
	② 施設の受け入れ数		251	259	264	273	280
	③ ①-②		0	0	0	0	0

■ 3号認定2歳児の量の見込み（各年度4月時点）

（人）

		令和6 年度実績	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
第1園区	① 就園児童数の見込み	156	149	159	178	180	182
	② 施設の受け入れ数		149	159	178	180	182
	③ ①-②		0	0	0	0	0
第2園区	① 就園児童数の見込み	123	111	116	111	110	111
	② 施設の受け入れ数		111	116	111	110	111
	③ ①-②		0	0	0	0	0
第3園区	① 就園児童数の見込み	25	14	32	20	20	19
	② 施設の受け入れ数		14	32	20	20	19
	③ ①-②		0	0	0	0	0
全市	① 就園児童数の見込み	304	274	307	309	310	312
	② 施設の受け入れ数		274	307	309	310	312
	③ ①-②		0	0	0	0	0

4. 地域子ども・子育て支援事業の見込みと確保方策

地域子ども・子育て支援事業については、実施する事業について、量の見込みと確保方策を示すことが求められています。本市ではすべての事業について、市全体を提供区域として量の見込みを定め、確保方策については、量の見込みと同数を実施するものとします。

(1) 利用者支援事業

事業の実施状況

妊娠、出産、育児にわたる切れ目のない子育て支援を実施するため、妊娠中からの相談対応を行うためにこどもサポートセンターをはじめ、乳幼児期からの子育て全般の相談に応える子育て支援総合窓口と、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供や相談を行う教育・保育課窓口の3か所を配置しています。

また、妊産婦、子育て世帯、こどもが気軽に相談できる子育て世帯の身近な相談機関となる地域子育て相談機関の設置を予定しています。

量の見込みと確保方策

引き続き市内3か所で、子育て世帯の相談支援にあたり、地域子育て相談機関については、令和8年度以降の設置に向け、準備を進めます。

■利用者支援事業の量の見込み

(か所)

	令和6 年度実績	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
基本型	1	1	1	1	1	1
基本型 地域子育て相談機関			15	15	15	15
特定型	1	1	1	1	1	1
こども家庭センター型	1	1	1	1	1	1

(2) 地域子育て支援拠点事業

事業の実施状況

こども、保護者等が相互の交流・研修を行う場所を提供するとともに、保育の専門員を配置し、子育てについての学習、相談、情報の提供、助言その他のサポートを行っていきます。本市においては児童センターと吉川児童館の2か所で実施しています。

量の見込みと確保方策

直近の利用動向と推計人口及びアンケート調査でされた潜在的なニーズを考慮し、見込量を算出しています。主な対象となる、教育・保育を利用しない就学前児童の人数の減少が予想されていることから、見込量は減少傾向となっています。

引き続き児童センターと吉川児童館の2か所で実施し、親子の交流や相談の場とします。

■地域子育て支援拠点事業の量の見込み

(か所・人日)

	令和5 年度実績	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
実施か所数	2	2	2	2	2	2
就学前利用人数	14,485	13,930	14,218	14,144	13,889	13,705
小学生利用人数	1,397	1,275	1,233	1,142	1,095	1,019
利用人数合計	15,882	15,205	15,451	15,286	14,984	14,724

(3) 妊婦健診

事業の実施状況

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査としてかかった費用の14回分までを助成しています。

量の見込みと確保方策

利用人数の見込みは出生数の推計から算出しています。年度をまたいで利用した場合にはいずれの年度でもカウントされるため、出生数より利用人数は多くなっています。健診回数については実績の平均に基づいて算出しています。

今後も母子健康手帳の交付とともに、すべての対象者に実施できる体制を継続し、母子共に安全・安心な出産をめざします。

■妊婦健診の量の見込み (人・回)

	令和5 年度実績	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
利用人数	599	603	600	590	578	576
健診回数	4,634	4,595	4,572	4,496	4,404	4,389

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

事業の実施状況

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行い、支援が必要な家庭に対して適切な対応を行っていきます。

量の見込みと確保方策

利用人数の見込みは出生数の推計から算出しています。

保健師・助産師など専門職による訪問体制を維持し、子育てに不慣れな保護者の不安を和らげます。特に支援が必要と認められる状態の早期発見につなげます。

■乳児家庭全戸訪問事業の量の見込み (人)

	令和5 年度実績	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
利用人数	393	363	361	355	348	347

(5) 養育支援訪問事業

事業の実施状況

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育を支援しています。

量の見込みと確保方策

利用は年度によるばらつきがありますが、比較的利用率が高かった直近3か年の利用率の平均から見込量を算出しています。

保健師、保育士等が居宅を訪問し、育児の援助や相談を行い、支援していきます。

■養育支援訪問事業の量の見込み (人・回)

	令和5 年度実績	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
利用人数	24	10	10	9	9	9
延べ利用回数	401	120	120	108	108	108

※令和5年度の実績は、本事業が子育て世帯訪問支援事業と分割される前のもののため、数値が大きくなっています。

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

事業の実施状況

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等で、一時的に養育、保護しています。

量の見込みと確保方策

最近では、利用がなかった年度もありますが、直近5か年のうち、利用のあった年度の利用率の平均から見込量を算出しています。

乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設を指定し、委託することにより、対象となる児童を一定期間養育、保護できる体制を確保します。

■子育て短期支援事業の量の見込み (人日)

	令和5 年度実績	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
利用人数	22	24	24	24	24	24

(7) 育児ファミリーサポートセンター事業（子育て援助活動支援事業）

事業の実施状況

乳幼児や小学生等の児童の一時預かり等の援助を受けることを希望する者と援助を行うことを希望する者とを会員として、相互援助活動により子育ての支援を行っています。

量の見込みと確保方策

就学前は利用率が増加傾向となっており、今後も増加する想定で見込量を算出しています。小学生は減少傾向となっていることから、直近5か年の平均的な利用率に基づいて見込量を算出しています。

依頼会員（子育ての援助を受けたい人）、協力会員（子育ての援助を行いたい人）、両方会員（依頼会員と協力会員の両方を兼ねる人）の会員間で相互に援助活動することで実施しています。今後、会員間の交流会をさらに活発に行い、PR紙を発行するなど、事業の利用推進に取り組んでいきます。

■育児ファミリーサポートセンター事業の量の見込み （人日）

	令和5 年度実績	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
就学前利用人数	497	585	607	650	677	724
小学生利用人数	227	373	359	338	326	306
利用人数合計	724	958	966	988	1,003	1,030

(8) 一時預かり事業

事業の実施状況

認定こども園（教育利用）等において、在園1号認定児童を通常の教育時間を超えて預かったり（預かり保育）、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、一時的に預かりを行う事業です。

量の見込みと確保方策

①認定こども園等における在園児を対象とした一時預かり

認定こども園（教育利用）等の利用者数に対する利用率は増加傾向となっており、アンケート調査結果も考慮して、今後も増加する見込みとしていますが、教育利用の人数の減少が見込まれることから、見込量は減少傾向となっています。

市内幼保連携型認定こども園14か所、幼稚園2か所に対応します。

■認定こども園等における在園児を対象とした一時預かりの量の見込み (人日)

	令和5 年度実績	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
利用人数	2,150	2,318	1,985	1,879	1,708	1,656

②その他の一時預かり

市内幼保連携型認定こども園等に対応します（令和6年4月1日現在14か所）。また、児童センターで週3日、吉川児童館で週1日一時預かりを実施し、一時的なニーズに対応します。

■その他の一時預かりの量の見込み (人日)

	令和5 年度実績	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
認定こども園等での一時預かり	398	337	325	307	286	268
児童センター等での一時預かり	496	509	511	497	481	465

(9) 延長保育事業

事業の実施状況

保育認定を受けたこどもについて、利用時間以外の時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施します。令和6年4月1日現在、市内の保育所1か所、認定こども園14か所、小規模保育事業所6か所で実施しています。

量の見込みと確保方策

2・3号認定者数に対する利用率が増加傾向で推移しており、今後も増加する想定で見込量を算出しています。

引き続き、市内の保育所1か所、認定こども園14か所、小規模保育事業所6か所で対応します。

■延長保育事業の量の見込み (人)

	令和5 年度実績	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
利用人数	939	990	996	1,047	1,071	1,166

(10) 病児・病後児保育事業

事業の実施状況

病氣中及び病氣回復期のために、家庭や集団で保育できない児童を対象に、一時預かりを行います。

量の見込みと確保方策

利用人数は増加傾向で推移しており、アンケート調査においても潜在的なニーズが大きくなっていることから、今後も利用が増加することを想定しています。

引き続き1か所で実施します。申し込み後のキャンセルも多いため、空きが出た時点で速やかに待機者に連絡することで、必要な方が利用できるように対応します。

■病児・病後児保育事業の量の見込み (人日)

	令和5 年度実績	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
利用人数	405	437	464	489	514	535

(II) 放課後児童健全育成（アフタースクール）事業

事業の実施状況

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。市内の小学校区を対象に、13事業所で児童に遊びや生活の場を提供する事業を実施しています。

量の見込みと確保方策

直近の利用動向と推計人口に基づいて見込量を算出しています。1～3年生については、利用率が増加傾向となっており、アンケート調査結果も考慮して、利用率が上昇することを想定しています。

支援員・補助員の人材確保に注力し、引き続き利用希望者全員を受け入れられる体制を整備します。

■放課後児童健全育成事業の量の見込み（各年度5月時点）（人）

	令和6 年度実績	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
1年生	276	253	286	248	283	244
2年生	219	214	206	228	198	228
3年生	192	194	184	181	203	174
4年生	80	81	82	73	67	72
5年生	31	33	31	32	28	26
6年生	8	16	15	14	15	13
合計利用人数	806	791	804	776	794	757

(12) 子育て世帯訪問支援事業

事業の実施状況

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭に訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とした事業です。令和4年児童福祉法改正により、新たに創設された事業です。

量の見込みと確保方策

家事援助ホームヘルパー（三木市社会福祉協議会等に委託）等が居宅を訪問し、家事の援助や相談を行い、支援しています。

■子育て世帯訪問支援事業の量の見込み (人・回)

	令和5 年度実績	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
利用人数		18	18	17	17	16
延べ利用回数		216	216	204	204	192

(13) 児童育成支援拠点事業

事業の実施状況

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を提供し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、学習、相談、食事等の支援を行うとともに、児童と家庭の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とした事業です。令和4年児童福祉法改正により、新たに創設された事業です。

本市においては、家庭において虐待等により十分なケアを受けられないこどもの支援については、これまでも「要保護児童対策地域協議会（みきっ子未来応援協議会要保護児童部会）」において個別のケースに応じた対応を行っています。また、市内のこどもを対象に食事を提供し、居場所づくりを行い、こどもが健やかに成長できる環境整備を促進することを目的とした「子ども食堂運営助成事業補助金」や、困窮世帯の小・中学生を対象に学力の向上、生活習慣を身につけること、居場所の提供を目的とした「子どもの学習・生活支援事業」等の、本事業と目的を同じくする事業を実施しているため、本計画期間中の本事業の実施は予定していません。

(14) 親子関係形成支援事業

事業の実施状況

児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につけるため、保護者に対して、講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレント・トレーニング等を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行う事業です。令和4年児童福祉法改正により、新たに創設された事業です。

量の見込みと確保方策

本市では、親子の絆づくりプログラム（BPプログラム※）として参加型のプログラムを実施しており、引き続き0歳児を初めて育てている保護者を対象にした“赤ちゃんがきた！”及び1歳から就学前の幼児を育てている保護者を対象にした“幼児とともに！”を実施します。

■親子関係形成支援事業の量の見込み (人)

	令和5 年度実績	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
利用人数	33	32	31	30	29	28

(15) 妊婦等包括相談支援事業

事業の実施状況

妊婦等包括相談支援事業は妊婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

量の見込みと確保方策

妊娠届を出した人に対して、国の手引きに基づき1人当たり3回の相談支援・情報提供等を行うと仮定して、見込量を算出しています。

■妊婦等包括相談支援事業の量の見込み (回)

	令和5 年度実績	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
実施回数		1,107	1,101	1,083	1,062	1,059

(16) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

事業の実施状況

保護者の就労状況等にかかわらず、満3歳未満の就学前のこどもを保育所等で託児し、保護者に対しては、保育士等による育児相談を提供する事業です。

本市においては、令和8年度より事業の実施を予定しています。実施施設については、今後検討の上決定します。

量の見込みと確保方策

量の見込みは、国の手引きに基づき、受け入れ施設における定員に換算した人数で示しています。本市では、令和6年現在、事業は実施していませんが、制度内容の確認を行った上で、令和8年度以降の実施に向け、準備を進めます。

■乳児等通園支援事業の量の見込み (人日)

	令和5 年度実績	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
0歳児		7	6	6	6	5
1歳児		8	7	6	6	5
2歳児		5	5	4	4	4
合計利用人数		20	18	16	16	14

(17) 産後ケア事業

事業の実施状況

産後1年未満の母親と乳児に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができるよう支援する事業です。

量の見込みと確保方策

令和5年度に対象を拡大し、大幅に利用人数が増加しています。見込量は0歳児の人口推計に基づいて算出しており、引き続き支援の充実を図ります。

■産後ケア事業の量の見込み (人日)

	令和5 年度実績	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
利用人数	429	445	460	444	439	436

第6章 計画の推進体制

1. 計画推進及び進捗状況の把握

計画の推進にあたっては、毎年度、関係機関、団体と連携を図りながら、計画の進捗状況の把握を行い、みきっ子未来応援協議会及び各部会において報告・協議し、必要に応じ本計画の施策の見直し、改善を図ります。

2. みきっ子未来応援協議会各部会による計画の推進

みきっ子未来応援協議会では、各部会の分掌に応じて各施策の進捗状況を調査し、計画を推進していきます。

部会名	分掌
就学前教育・保育部会	保育園と幼稚園の一体化に関すること。
子育て環境部会	次の世代を担う親づくり及び安心して子どもを産み育てることができる環境づくりに関すること。
家庭・地域・学校教育部会	家庭、地域、学校が一体となった教育に関すること。
要保護児童部会	要保護児童及び児童虐待防止に関すること。

3. 関係機関との連携

子ども・子育てに関わる施策は、児童福祉分野だけでなく、保健、医療、教育、就労等、様々な分野にわたるため、関係部局と連携を図りながら本計画を推進します。

また、保育所、幼稚園、認定こども園等の教育・保育事業を運営する事業者をはじめ、学校や民生委員・児童委員等の地域の関係団体・機関と適切な役割分担のもと連携を強化し、地域ぐるみで子育て支援の推進を図ります。

4. 本計画に基づき実施する事業について

本計画では、第4章で示したとおり、6つの基本方針に基づき施策の方向性を定めています。また、第5章では、国の定める就学前教育・保育や地域子ども・子育て支援事業について、5年間の量の見込みと確保方策を示しました。これらの方向性に基づき実施する具体的な事業について、以下に示します。

基本方針Ⅰ：こども・若者の育ちをともに支える社会づくり

No.	事業名	内容	担当部署
(1) こども・若者の権利の擁護と尊重			
1	保育者人権研修	こどもに関わる保育者として、こどもの権利について理解し、こどもにとって最善の利益を考慮した保育の充実をめざして研修を実施し、一人一人を大切にしたい教育・保育を推進します。	教育・保育課
2	教職員人権研修	教職員人権研修、同和教育伝承講座等、教職員の研修を充実させ、人権意識の一層の高揚と指導力向上を図ります。	学校教育課
3	住民学習会事業	人権尊重のまちづくりを進めるため、各自治会で実施する住民学習の支援を行います。	人権推進課
4	社会教育関係団体支援	社会教育関係団体の人権学習実施のため、資料提供・講師紹介などの支援を行います。	人権推進課
5	三木若者ミーティング	市の施策、事業などに若者の意見を取り入れ、三木市をさらに魅力のあるまちとするため、若者の意見を聴取するイベント「三木若者ミーティング」を開催します。	縁結び課
6	青少年施策	キャンプなど、多様な体験や交流を図る活動の支援を行います。	生涯学習課
7	人権教育の推進	共生社会の実現に向け、多様な立場や違いを理解し、自他の人権を尊重し支え合う共生の心を育成します。	学校教育課
8	人権教育・啓発事業	同和教育セミナー、人権フォーラム、隣保館文化祭等、人権課題について、市民の人権意識の高揚を図ります。	人権推進課

No.	事業名	内容	担当部署
9	女性リーダー育成事業	ジェンダー平等を推進するために、地域活動や職場などにおける意思決定の場で活躍できる女性リーダーを育成します。	人権推進課
10	障害者差別解消支援地域協議会の開催	三木市における障がい者差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うことを目的として障害者差別解消支援地域協議会を開催（年2回）しています。ここでは、市内や全国の事例の共有や分析、障がい者差別に係る紛争に対する解決への後押し、障がい者差別の解消に資する取組の周知や啓発を行います。	障がい福祉課
11	多文化共生に向けた意識啓発	地域住民向けに「多文化理解」研修や「やさしい日本語」研修を行い、すべての住民が共に認め合い、お互いに力を合わせながら暮らせるまちづくりを推進します。	市民協働課
12	多文化共生社会のための環境整備	外国人住民向けに日本語教室や生活オリエンテーションを開催したり、外国人のための生活情報誌「三木市生活ガイドブック」などの多言語による情報提供など、行政サービスが受けやすい環境整備を推進します。	市民協働課
13	外国人住民のための相談窓口	外国人住民が増加していることから、多様な相談ニーズに応えるため、国際交流プラザに一元的相談窓口を開設し、各種行政手続や日常生活、在留資格等に関する相談に対応します。	市民協働課
14	母語支援サポーター	外国にルーツをもつ児童生徒の母語を話せるサポーターを派遣し、学習や生活の支援を行うことを通して、アイデンティティの確立と自己実現を支援します。	学校教育課
(2) 児童虐待の防止			
15	こどもサポートセンター	すべての妊産婦、こども、子育て世帯への包括的支援を切れ目なく提供するこどもサポートセンターを設置し、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで、切れ目なく、漏れなく対応します。	こども福祉課

No.	事業名	内容	担当部署
16	児童虐待防止事業	被害を受けたこどもが自らSOSを発信できるよう相談先の周知を行うとともに、保護者や地域の大人に対して、児童虐待に対する関心を高めるための啓発講座等を実施します。	こども福祉課
17	児童虐待防止ネットワーク事業	全学校園を訪問し、学校園の関係者（教職員や保育士等）との顔の見える関係をつくるため、児童虐待防止ネットワーク事業（通称オレンジネットワーク）を展開し、虐待と疑われる情報の把握や、早期対応につなげます。	こども福祉課
18	養育支援訪問事業 子育て世帯訪問支援事業	児童の養育に支援が必要な家庭及び出産前に特に支援が必要と認められる妊婦等に、過重な負担がかかる前の段階で、保健師、保育士、ホームヘルパーの訪問による支援を実施し、安定した児童の養育を支援します。	こども福祉課
19	子育て短期支援事業（ショートステイ事業）	児童の保護者が疾病等によって、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合や、母子が夫の暴力により緊急一時的に保護を必要とする場合等に、児童養護施設等で一定期間、児童を養育・保護します。	こども福祉課
20	親子関係形成支援事業	虐待を未然に防ぐため、0歳児を初めて育てている母親を対象にした「親子の絆づくりプログラム“赤ちゃんがきた！”」及び1歳から就学前の幼児を育てている母親を対象にした“幼児とともに！”の参加型プログラムを実施します。	こども福祉課
21	DV相談	配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）についての相談等や、被害者の自立支援に向けた相談体制の充実を図ります。	配偶者暴力相談支援センター
(3) 心と体の健康を守る取組の充実			
22	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児とその保護者に対し、家庭訪問を実施し、育児環境やこどもの状態を把握するとともに、保護者の精神的なフォローを行い、育児不安の軽減を図ります。	こども福祉課

No.	事業名	内容	担当部署
23	乳幼児健康診査事業	こどもの健康な生活や健全な発育を図るため、専門職が総合的に健康状態を把握し、疾病等の予防・早期発見や保健指導を行っています。必要に応じて、医師、公認心理師・臨床心理士、言語聴覚士、作業療法士等の専門職による乳幼児発達専門相談につながります。	こども福祉課
24	産前・産後サポート事業	妊産婦や家族が抱える妊娠・出産、子育ての悩みについて、助産師や保健師等専門職による相談支援、妊産婦同士の交流の場づくりを行うことで、家庭や地域での妊産婦等の孤立感の解消を図ります。	こども福祉課
25	こどもサポートセンター	妊娠期から伴走型相談支援を行い、子育て期まで総合的に支援を行う拠点として設置しています。希望者にはサポートプランを作成し、それぞれに応じた子育てのサポートを行います。	こども福祉課
26	子育て相談（こどもサポートセンター）	しつけや親子関係など、子育て全般における不安や悩み、児童の心身の発達や乳児期の養育について電話や面接による相談を実施し、子育てに対しての不安の軽減を図ります。	こども福祉課
27	子どもいじめ相談	学校と連携しながら、児童福祉の専門員が子どもたちや保護者、市民からのいじめ相談を行い、いじめの早期発見、未然防止に努めます。	子どもいじめ防止センター
28	青少年悩みの相談	青少年からの不登校や親子関係、友人関係、いじめ等について、心理士による電話及び面接相談を行います。	教育センター
29	母子健康手帳アプリ「母子モ」	こどもの予防接種や成長について記録や管理ができ、情報を必要なタイミングに配信できるアプリ「みっきい☆子育てアプリ」の啓発及び活用により、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行います。	こども福祉課

No.	事業名	内容	担当部署
30	三木市健康医療相談ダイヤル	電話による 24 時間対応の専用ダイヤルを設置し、健康医療相談や休日等の医療機関情報提供等を行い、市民の健康への不安解消と適切な受診行動の推進を図るとともに、小児救急医療の逼迫予防につなげます。	こども福祉課
31	食育の推進	健全な食習慣の実践につながるよう、食に関わる関係機関、行政が連携しながら、様々な場面を通じて食育推進のための取組を行います。	こども福祉課
(4) 安全・安心な育ちの環境づくり			
32	地域でこどもを見守る青少年補導委員や「人の目の垣根隊」の活動支援	青少年補導委員及び関係機関と連携した、防犯パトロールを推進するとともに、地域のこどもをみんなで守るキャンペーン活動を展開し、地域でこどもを見守るボランティアである「人の目の垣根隊」の活動を支援します。	青少年センター
33	学校情報（不審者情報等）の携帯電話への配信	こどもの安全に関する情報や急激な気象変化による登下校の安全確保等の情報を保護者の携帯電話等に一斉配信することにより保護者に安心感をもってもらうとともにこどもの危険からの回避を促進します。	教育センター
34	デジタル・シティズンシップ教育	タブレット端末を適切かつ安全に活用するため、家庭と連携した情報モラル教育並びにデジタル・シティズンシップ教育を推進します。	教育センター
35	ネット見守り隊事業	インターネット上に投稿されたこどもたちに悪影響を及ぼすおそれがあると思われるものについて、特別監視員にネット検索を依頼し、こどもたちの見守りを行います。	青少年センター
36	生徒指導の充実	日常の学校生活において、様々な自己選択や自己決定の機会を確保し、児童生徒が自発的・主体的に自分のよさに気づき、個性の伸長を図り、社会的資質や行動力を高められるよう適切に指導や援助を行います。	学校教育課

No.	事業名	内容	担当部署
37	三木市こころの相談窓口	夏休みなどの長期休暇でも相談できる「三木市こころの相談窓口」を設置していることを高校生や大学生に対して啓発します。	障がい福祉課

基本方針２：支援を必要とするこども・若者とその家庭への支援

No.	事業名	内容	担当部署
(１) 障がいや発達に支援が必要なこども・若者とその家庭の支援			
38	特別支援教育・保育の充実	障がいのあるこどもや特別な支援を必要とするこどもに対して、集団生活の中で一人一人の特性等に応じた細やかな支援を行い、発達の促進を行います。また、就学に向けて小学校とも連携し、スムーズな就学へとつなげます。	教育・保育課 学校教育課
39	乳幼児発達専門相談	乳幼児健康診査で精神発達面の経過観察が必要なこどもとその保護者に、医師、公認心理師、臨床心理士、言語聴覚士、作業療法士等の専門職による相談を行い、こどもの心身の健やかな発達を促すとともに、保護者の育児に対する不安を軽減するために相談を行います。	こども福祉課
40	教育センター指導主事による教育相談	支援が必要な児童生徒に、状況に応じた支援を行う等のため、教育相談を行います。	教育センター
41	特別児童扶養手当	20歳未満の心身に中度以上の障がいがある児童に特別児童扶養手当を支給し在宅心身障がい児の支援を行います。	こども福祉課
42	日中一時支援事業	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者で、市が必要と認める方に対し、介護者の疾病や一時的な休息等のために、施設において宿泊を伴わない一時預かりを実施します。	障がい福祉課
43	障害児通所支援事業	児童福祉法に基づき、障がいや発達に支援が必要なこどもに対して、児童発達支援や放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等の拡充に努めます。	障がい福祉課

No.	事業名	内容	担当部署
44	特別支援教育の充実	障がいのある児童生徒や、通常学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒に対して、適切な指導及び支援を行う「特別支援教育」を進めます。保護者、関係機関との連携を図りながら、特別支援教育コーディネーター※を中心に一人一人の教育的ニーズに応じた指導計画を作成し、取り組みます。	学校教育課
(2) 多様なニーズを有するこども・若者とその家庭への支援			
45	母子家庭等福祉医療事業	母子・父子家庭の児童及び遺児を養育している方の医療費の自己負担額に対して助成を行います。	保険年金課
46	ひとり親家庭相談	ひとり親自立支援員による母子・父子及び寡婦家庭に対する相談・指導を行い、その生活の安定と福祉の向上、自立の支援を行います。	こども福祉課
47	自立支援教育訓練給付金事業	母子家庭の母・父子家庭の父が、指定教育訓練講座を受講するに際して、教育訓練給付金を支給し、職業能力の開発を支援し、母子・父子家庭の自立を促進します。	こども福祉課
48	高等職業訓練促進給付金事業	母子家庭の母・父子家庭の父が、看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士などの資格を取得するに際し、受講期間の一定期間、訓練促進給付金を支給し、母子・父子家庭の自立を促進します。	こども福祉課
49	児童扶養手当	父または母と生計を共にできない、または父、母のどちらかが極めて重度の障がいがある場合に、児童を養育している方（父、母またはその養育者）に児童扶養手当を支給します。	こども福祉課
50	外国にルーツをもつこどもへの支援	言語や文化の異なる家庭のこどもが円滑に教育・保育等の利用ができるよう、保護者・施設等にコミュニケーションに関する支援など必要な支援を行います。	教育・保育課 学校教育課

No.	事業名	内容	担当部署
51	里親制度の啓発	兵庫県加東こども家庭センターと協働して、里親制度の普及・啓発の推進を図ります。	こども福祉課
52	ヤングケアラー 実態調査事業	ヤングケアラーに関する理解の促進を図るとともに、日常生活に悩みや困りごとを抱えるこどもやその家庭に個別具体的な支援につなげるために、小学校高学年、中学生、高校生相当を対象にアンケート調査を実施します。	こども福祉課
(3) こどもの貧困対策			
53	生活困窮者自立支援	相談窓口において、相談内容により生活困窮者自立支援法に基づく支援を行うとともに必要に応じて関係各課につなぎます。	福祉課
54	子どもの学習・生活支援事業	困窮世帯の小・中学生を対象に、学力の向上、生活習慣を身につけること、居場所の提供を目的として実施します。	福祉課
55	ひとり親家庭相談支援	保護者の経済的な問題の相談に対応し、利用可能なサービスの案内、利用に至るまでのサポートを行います。必要に応じて、法テラスや弁護士相談につなぎます。	こども福祉課
56	児童家庭支援	貧困状況にあるこどもやその家庭の一部には、必要な制度を知らない、手続きが分からない、積極的に利用したがない等の状況もみられます。こうした家庭を早期発見し、早急に対策を講じます。	こども福祉課
57	就学援助	経済的な理由で就学が困難な児童生徒の保護者に対して、学用品費など就学に係る費用の一部を援助します。	学校教育課
58	奨学金給付事業	経済的な事情により高等学校、大学等の学資の支弁が困難と認められる家庭の生徒、学生に対し、その一部を給付型の奨学金により援助します。	教育総務課

基本方針３：就学前教育・保育の質の確保と充実

No.	事業名	内容	担当部署
(１) 教育・保育内容の充実			
59	三木市就学前教育・保育共通カリキュラム	市独自に、個の発達や集団活動の中で培われる学びを観点としたカリキュラムを策定しています。市内すべての教育・保育施設で、ひとしく質の高い就学前教育・保育を実施します。	教育・保育課
60	遊びを通して「生きる力の基礎」を育む教育・保育	自発的な活動である遊びを通して、「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」を視点として、「幼児期に育みたい3つの資質・能力の基礎」を一体的に育みます。	教育・保育課
61	小学校との連携	各学校・園所間での相互参観や研修を通して、幼児教育と小学校教育のつながりについて理解を深め、架け橋カリキュラムの作成により、こどもを中心としたなめらかな接続を推進します。	教育・保育課
62	三木市特定教育・保育施設評価及び監査	市内のすべての就学前施設に対して、園児の様子や教育・保育の取組状況について第三者による評価を行うことにより、職員の資質向上と就学前教育・保育の質の向上を図ります。また、実地監査を実施することで、施設の適正な運営及び経理処理について指導・助言を行います。	教育・保育課
63	切れ目のない特別支援教育の連携	「さばーとノート」「連携シート」「個別の支援計画」等を活用し、学校園所や関係機関と連携しながら、切れ目のない支援を強化します。また、医療的ケア実施体制ガイドラインを踏まえ、医療機関や福祉機関と連携し、医療的ケアが必要なこどもの安全・安心な生活を支援します。	教育・保育課 学校教育課

No.	事業名	内容	担当部署
(2) 保育教諭の質の向上と確保			
64	保育者合同研修会	教育・保育を取り巻く現状や課題を踏まえ、保育者としての資質向上のための研修を開催し、こども自らが遊びに向かう自発性を大切にした「環境を通して行う教育・保育」の充実に向けて実践を積み重ねます。	教育・保育課
65	保育者交流研修会	「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を意識しながら、本市独自の『三木市就学前教育・保育共通カリキュラム』に基づいた実践交流研修を重ね、教育・保育の充実につなげます。	教育・保育課
66	保育者人権研修会	こどもに関わる保育者として、高い人権意識をもち、こども一人一人を大切に、こどもの心に寄り添いながら、自尊感情を育む教育・保育につなげます。	教育・保育課
67	三木市教育委員会指定研究会	三木市教育委員会より指定を受けた園所において研究を重ね、実践内容を公開することにより、市内全園所の教育・保育の推進を図ります。	教育・保育課
68	「集まれ！保育教諭のたまごたち」学生アルバイト就業体験事業	保育教諭をめざしている大学生等を対象に、就業体験の一環として市内認定こども園・保育所内でアルバイトを募り、保育教諭等の確保へとつなげます。	教育・保育課
69	保育教諭等修学資金貸与制度	市内の認定こども園等へ保育教諭として勤務することをめざしている大学生を対象に、60万円を上限として無利子で修学資金を貸与し、卒業後、市内の認定こども園等で5年以上勤務した場合に返済免除とすることで、保育教諭の確保へとつなげます。	教育・保育課
70	みっきい保育教諭登録制度	潜在保育教諭等で就職を希望する方に登録してもらい、復職相談及び就業体験機会等を提供することで、保育教諭等の確保を図ります。	教育・保育課

No.	事業名	内容	担当部署
(3) 家庭教育の支援			
71	子育て支援コーディネーター※による子育て相談	入園に関することや子育てに関することなど、保護者が安心して子育て相談ができるよう、子育て支援コーディネーターを配置し、関係機関と連携し支援を図ります。	教育・保育課
72	園庭開放・未就園児応援事業	各園所において、子育て家庭に対し、遊び場を提供したり、親子で遊んだり園児と触れ合ったりする機会を提供するなど、子育て支援を行います。	教育・保育課
73	親子でともに成長できる学びの場の提供	家庭教育学級や保育参観（オープン保育）等を通して、乳幼児期に大切な教育・保育や子育てに関する情報提供をしたり、仲間づくりの機会をもつなど、親子関係づくりや子育てをともに楽しめたりするような場を提供します。	教育・保育課

基本方針４：未来を創る教育の推進

No.	事業名	内容	担当部署
(１) 生きる力の育成			
74	学力の向上	個々の興味や学力に合った学習課題に、デジタルドリル等を活用して取り組むことで、基礎的、基本的な知識や技能を確実に習得させます。また、様々な人と情報を共有しながら課題解決的に学ぶことで、学習内容を深く理解し、生涯にわたって能動的に学び続ける資質・能力を育みます。	学校教育課
75	人権教育の推進	「人権教育年間指導計画」に基づき、同和問題やいじめ問題など、人権課題に対応した学習を充実させます。	学校教育課
76	道徳教育の充実	他者や自己との対話を取り入れた学習を取り入れ、自他の生命の尊重や思いやりなどの道徳性を養います。	学校教育課
77	体力・運動能力の向上	運動への興味、関心を高めるとともに、自ら身体を動かす楽しさや心地よさを実感させることを通して、体力・運動能力の向上を図ります。	学校教育課
78	食育の推進	食に関する正しい知識を身につけさせ、望ましい食習慣の形成や職に関する自己管理能力を育成します。	学校教育課
(２) 学びを支える環境づくりの推進			
79	特別支援教育の充実	様々なツールの効果的な活用方法を研究し、各機関が連携して個々に応じた教育を進めます。	学校教育課
80	特別支援教育就学奨励事業	就学に係る経費の一部を援助し、特別支援学級に在籍する児童生徒の適切な就学を支援します。	学校教育課
81	就学援助事業	就学に係る経費の一部を援助し、就学が困難な児童生徒の円滑な就学を支援します。	学校教育課

No.	事業名	内容	担当部署
82	専門研修講座	教員資質向上指標を活用し、今日的な教育課題に関する研修や、教職員のキャリアステージに応じた研修を実施します。	教育センター
83	コミュニティ・スクールの推進	地域・保護者・学校がこれまでよりも強く連携し、地域社会が一体となって未来の社会の創り手となるこどもたちの学びと育ちを支えていくため、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を推進します。	学校教育課
84	三木市不登校対策アクションプラン	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係機関等を積極的に活用した支援体制を構築するとともに、別室登校や部分登校、ICTを活用した学習支援、居場所づくりなど、一人一人に個別最適な支援を家庭とも連携して行います。	学校教育課
85	不登校問題対策事業	不登校児童生徒へ個に応じた対応を進めるとともに、学校や関係機関と連携を深め、部分登校や別室指導などの学校復帰や将来的な社会参加、自己実現につなげられるよう、みっきいルームの運営を行います。	教育センター

基本方針５：青年期における成長・活動の支援

No.	事業名	内容	担当部署
(１) 就労の支援			
86	トライやる・ウィーク	職場体験、福祉体験、勤労生産活動など、地域での様々な体験活動を通して、働くことの意義や楽しさを実感したり、社会の一員としての自覚を高めるなど、中学生一人一人が自分の生き方を見つけられるよう支援します。	学校教育課
87	三木市ふるさとハローワーク	インターネットによる各種情報、求人自己検索装置を活用した求人の提供、求人の受理及び職業紹介を行います。	商工振興課
88	さんだ若者サポートステーション	さんだ若者サポートステーションと連携して、働くことに悩む若者とその保護者を対象に出張キャリア相談を実施し、就職に向けた継続的支援を行います（毎月第３火曜日）。	商工振興課
(２) 困難を有する若者への支援			
28	青少年悩みの相談【再掲】	青少年からの不登校や親子関係、友人関係、いじめ等について、心理士による電話及び面接相談を行います。	教育センター
89	障がいのある学生のインターンシップの受け入れ	障がいのある学生が卒業後の進路について選択肢を広げられるようにインターンシップを受け入れ、社会とつながりながら、将来に希望をもって成長していけるよう後押しをします。	障がい福祉課
90	基幹相談支援センターの設置	基幹相談支援センターを設置し、障がい者や障がい児及びその家族が、相談支援を受けたり必要な支援につながるための基本相談を行います。	障がい福祉課
(３) 結婚・出産の希望がかないやすい社会の形成			
91	多世代交流事業	児童センター、吉川児童館が多世代交流事業として実施するイベントに、中高生・大学生を中心に協力依頼を行い、子育て中の親子との交流を図ります。	こども福祉課

No.	事業名	内容	担当部署
92	思春期保健福祉体験学習	学校及び学校教育課と連携し、中学生を対象としたいのちや性に関する事前学習と、認定こども園児とのふれあい体験学習を行います。	こども福祉課 吉川支所健康福祉課
93	性に関する健康教育	認定こども園において、いのちの大切さやプライベートゾーンについて知ること、自分と他人を大切にする心を育てるため、性に関する健康教育を実施します。	こども福祉課
94	人権教育・啓発事業	性的マイノリティに係る人権課題解決に向けた市民への周知・啓発活動を行います。	人権推進課
95	結婚新生活支援事業	若者が婚姻に伴い必要となる新生活に要する費用（物件取得費、家賃、引っ越し費用等）の一部を支援することで、市内への定住及び転入を促進します。	縁結び課

基本方針6：子育て家庭や保護者に対する支援の充実

No.	事業名	内容	担当部署
(1) 各種の子育て支援の取組の推進			
96	育児ファミリーサポートセンター事業	子育て中の家庭を地域で支援し、安心して子育てができる環境整備を図るため、子育ての援助を行う者（協力会員）と、援助を受ける者（依頼会員）を会員とする育児ファミリーサポートセンターにより、こどもを預けたり預かったりといった相互援助活動を実施します。	こども福祉課
97	病児・病後児保育	「病氣中」または「病気の回復期」の児童を預かって保育する「病児・病後児保育」を委託し実施します。	こども福祉課
98	児童センター・吉川児童館事業	B Pプログラムや、保護者を対象とした母親リフレッシュ教室、子育てセミナー、休日に開催するファミリーDayや夏休み等の小学生事業等を通して、児童館としてこどもに安全・安心な環境で活動できる場を提供します。さらに子育て支援拠点として、こどもや保護者への相談支援を行います。	こども福祉課
99	子育てキャラバン	地域で安心して子育てができる環境をつくるため、保育士、保健師、栄養士等の専門職とボランティアが地域の公民館などで「子育てキャラバン」と称した親子遊びの場を提供します。また、「子育てキャラバン」では子育てに悩む保護者からの相談を受けることで、子育ての不安や孤立感の解消を図ります。	こども福祉課
100	一時預かり保育（児童センター）	一時的に家庭での保育が困難となる場合、また、保護者の心理的・身体的負担を軽減するための支援として一時預かり事業を行います。	こども福祉課
101	子育てサークルの交流支援	子育てサークルが継続的に活動できるように、サークル間の情報交換の促進や活動場所の提供を行います。	こども福祉課

No.	事業名	内容	担当部署
102	赤ちゃんの駅	外出中に授乳やおむつ交換ができる「三木市赤ちゃんの駅」を設置し、乳幼児及びその保護者の外出を支援します。	こども福祉課
103	ブックスタート事業	すべての赤ちゃんのまわりで、絵本を中心に楽しくあたたかいひとときがもたれることを願い、一人一人の赤ちゃんに、読み聞かせ体験と一緒に絵本をプレゼントします。	図書館
104	未就園児応援事業	認定こども園・幼稚園では、通園していない乳幼児に対し、親子で遊んだり、園児と触れ合ったり、保護者同士の交流を深めるための場を提供しています。また、各認定こども園や保育所、幼稚園では、子育て家庭に対し、園庭の遊具等を開放し安全な遊び場を提供します。	教育・保育課
105	乳幼児学級	友達づくりや子育てに関する学びや情報交換の機会を提供します。	生涯学習課
106	三木市子育て支援団体活動促進事業補助金	市内を拠点とし、児童及びその保護者を対象とし、継続した子育て支援活動を実施する団体に対し、運営経費の一部を補助します。	こども福祉課
(2) こどもの居場所づくり			
107	放課後児童健全育成（アフタースクール）事業	次代を担うこどもたちの健やかな成長を願い、安全・安心な環境とアフタースクールならではの様々な体験を提供し、自立を促進するとともに、共働き家庭等の「小1の壁」を解消します。	教育・保育課
108	三木市子ども食堂運営助成事業補助金	市内のこどもを対象に食事を提供し居場所づくりを行いこどもが健やかに成長できる環境整備を促進するため、子ども食堂を運営する団体に対し、運営経費の一部を補助します。	こども福祉課

(3) 就労と育児の両立支援			
109	子育て支援コーディネーター相談	保護者の身近な場所で、子育て支援コーディネーターが個別のニーズを把握し、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の適切な情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行います。	こども福祉課 教育・保育課
110	WLB推進事業	ひょうご仕事と生活センターの情報誌等の啓発資料を市内事業所に配布し、普及啓発を図ります。	商工振興課
111	男女共同参画社会の実現に向けた講座	男女共同参画週間記念講演会、男女共同参画セミナー出前講座等、男女共同参画社会の現実に向けた講座を開催するとともに、ワーク・ライフ・バランスを推進します。	人権推進課
(4) 子育ての経済的支援			
112	保育料負担等の軽減	0～2歳児保育料について、市独自で国が定める基準額を下回る保育料設定を行っており、さらにすべてのこどもに対してそこからさらに50%軽減をしています。また、市内の3歳児以上のこどもについて、副食費（おかず・おやつ代）の補助を実施します。	教育・保育課
113	子ども福祉医療事業	0歳～高校生世代（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）の医療費（保険診療分）の自己負担分を、所得制限なしで助成します。	保険年金課
81	就学援助事業【再掲】	就学に係る経費の一部を援助し、就学が困難な児童生徒の円滑な就学を支援します。	学校教育課
114	児童手当	高校生年代までの児童を養育している保護者に児童手当を支給します。	こども福祉課
115	子育て応援ハンドブック	子育て世帯にタイムリーな情報発信を行うため、子育て中の市民に必要な行政情報をまとめた「三木市子育て応援ハンドブック」を、企業等にも子育てに関心をもってもらえるよう官民協働で作成します。	こども福祉課

資料編

1. みきっ子未来応援協議会条例

平成18年9月29日

条例第36号

改正 平成27年3月31日条例第15号

改正 令和7年3月27日条例第6号

(設置)

第1条 市民をあげて子育て支援を推進し、次の時代を担うこどもを健やかに育むまちづくりを進めるため、みきっ子未来応援協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について調査審議等を行うものとする。

- (1) 三木市こども計画の進行状況及び推進方策に関する事項
- (2) 市民協働による新たな子育て支援に関する事項
- (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第25条の2第2項に規定する事項
- (4) 地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号）第2条に規定する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、子育て支援を推進するために必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、委員35人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

(1) 次に掲げる団体から推薦を受けた者

- ア 福祉関係団体
- イ 健康・医療関係団体
- ウ 教育関係団体
- エ 子育て支援に関係する団体
- オ 自治会等地域活動団体

(2) 公募による者

(3) 関係行政機関の代表者

3 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長2人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(専門委員)

第5条 協議会に、専門事項の調査審議等を行わせるため必要があるときは、専門委員を置くこ

とができる。

2 専門委員は、関係行政機関の職員及び学識経験者のうちから市長が委嘱又は任命する。

3 専門委員の任期は、当該専門事項の調査審議等が終了したときまでとする。

(部会)

第6条 第2条の所掌事項を分掌させる必要があるときは、協議会に部会を置くことができる。

(幹事)

第7条 協議会に幹事若干名を置く。

2 幹事は、関係行政機関の職員及び市職員のうちから市長が委嘱又は任命する。

3 幹事は、会長の命を受けて所掌事項について委員及び専門委員を補佐する。

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 (略)

2. みきっ子未来応援協議会 委員名簿

◎：会長 ○：副会長 （敬称略）

No	氏 名	所 属 等
1	◎百瀬 和夫	関西国際大学 教育学部教育福祉学科 教授
2	角石 智昭	三木市区長協議会連合会 理事
3	○大石 勉※	三木市連合PTA 副会長
	○安田 伊織※※	三木市連合PTA 副会長
4	中尾 将浩	三木市子ども会育成会連絡協議会 会長
5	○北井 保美※	三木市女性団体連絡協議会 会長
	○五本上 裕子※※	三木市女性団体連絡協議会 会長
6	奥野 敬子	三木市老人クラブ連合会 女性部長
7	道本 寛幸	三木市社会福祉協議会 事務局長
8	益田 俊幸	三木市連合民生委員児童委員協議会 児童部会長
9	来住 哲州	三木市保育協会 自由ヶ丘認定こども園長
10	平尾 ゆかり	三木市立幼稚園・認定こども園長会 自由が丘幼稚園長
11	大田 直樹※	三木市小学校・特別支援学校長会 緑が丘東小学校長
	井上 紀代美※※	三木市小学校・特別支援学校長会 自由が丘東小学校長
12	計倉 哲也※	三木市中学校長会 自由が丘中学校長
	河原 正則※※	三木市中学校長会 吉川中学校長
13	浅和 直子	公募委員
14	神吉 知子※	公募委員
15	田中 啓規	公募委員
16	大田 亜由美	公募委員
17	土出 麻美※	公募委員
18	大森 奈津子※	公募委員

※：令和5年度のみ ※※：令和6年度のみ

3. みきっ子未来応援協議会 子育て環境部会 委員名簿

◎：部会長 ○：副部会長 （敬称略）

No	氏 名	所 属 等
1	○池 田 博 文	三木市子ども会育成会連絡協議会 副会長
2	北 井 保 美※	三木市女性団体連絡協議会 会長
	五本上 裕子※※	三木市女性団体連絡協議会 会長
3	坂 本 幸 枝※	三木市社会福祉協議会
	岡村 千恵美※※	三木市社会福祉協議会 ボランティア活動プラザみき所長
4	岩崎 めぐみ	三木市保育協会 神和認定こども園長
5	神 吉 知 子※	公募委員
6	◎田 中 啓 規	公募委員
7	大田 亜由美	公募委員
8	土 出 麻 美※	公募委員
9	大森 奈津子※	公募委員

※：令和5年度のみ ※※：令和6年度のみ

4. 用語集

ICT（p23 等）

「Information and Communication Technology（情報通信技術）」の略で、情報や通信に関連する科学技術の総称。

アセスメント（p28）

関連する情報を収集し、予想されるリスクや課題について評価・判定を行うこと。

アフタースクール（p16 等）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る放課後児童健全育成事業の三木市における名称。

インクルーシブ教育（p31）

障がいのある人と障がいのない人とがともに学ぶ仕組みであり、障がいのあるこどもが教育制度一般から排除されないこと、地域において教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されることなどが必要とされている。（「障害者の権利に関する条約第 24 条」より）

合計特殊出生率（p11 等）

ひとりの女性が一生涯の間に産出するこどもの平均人数を推定する値で、15 歳から 49 歳までの女性の出生率を合計したものをいう。人口統計上の指標として将来の人口予測などに用いられている。

子育て支援コーディネーター（p71 等）

妊娠中の母親や子育て中の保護者とこどもに対し、それぞれの家族の個別の状況を踏まえて、必要に応じた教育・保育事業や子育て支援事業を利用できるよう、相談・助言を行ったり、必要に応じて関係機関との連絡調整を行うもの。

こどもサポートセンター（三木市版こども家庭センター）（p22 等）

児童福祉法に基づき設置される「こども家庭センター」の三木市における名称。令和 6 年 4 月に開設され、妊産婦やこども、子育て世帯への一体的な相談支援を行う機関。

ジェンダー（p28 等）

社会や文化の中でつくられた、性別に対する考え方。または日常生活の中で社会的に認識される性別のこと。

児童発達支援センター（p22）

地域の障がい児の健全な発達において中核的な役割を担う機関として、障がい児を日々保護者のもとから通わせて、高度の専門的な知識及び技術を必要とする児童発達支援を提供し、あわせて障がい児の家族、指定障害児通所支援事業者その他の関係者に対し、相談、専門的な助言その他の必要な援助を行うことを目的とする施設。

社会的養護（p31）

保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと。

スクールカウンセラー（p30 等）

心の専門家として、暴力行為、いじめ等の問題行動、不登校等の未然防止や早期発見・早期解決を図るため、児童生徒へのカウンセリングや保護者、教職員に対する助言・援助を行うもの。

スクールソーシャルワーカー（p30 等）

特にこどもの家庭環境に起因する問題に取り組むため、社会福祉的な立場から教職員への指導や助言をしたり、保護者のケアをしたりするなど、こどもを取り巻く環境に働き掛けるとともに、関係機関の連携・仲介・調整等に従事する専門家。

特別支援教育コーディネーター（p67）

障がいのあるこども一人一人の教育的ニーズに応じて適切な支援が行われるよう、支援の必要なこどもへの指導・支援方法についての情報提供や学校内における支援体制の整備、保護者相談、関係機関との連携等に携わるもの。

B P プログラム（p57 等）

「親子の絆づくりプログラム」の愛称。就学前のこどもと保護者が一緒に参加して学習・交流する子育て支援プログラム。

プレコンセプションケア（p37）

女性またはカップルが将来の妊娠・出産に備えて必要な知識を得たり、健康管理を行ったりすることへの支援。

保育ソーシャルワーカー（p22）

こどもの最善の利益の尊重を前提に、こどもと家庭のよりよい生活のために保育の場において保護者や保育者に専門的な立場から相談支援を行う人。

三木市就学前教育・保育共通カリキュラム（p33 等）

認定こども園・保育所・幼稚園のどこであっても、ひとしく質の高い教育・保育を実践していくために、三木市独自の就学前教育・保育の共通カリキュラムとして策定したもので、基本方針と重点内容、年齢別のカリキュラムについて記載している。

三木市パートナーシップ制度（p38）

互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約束した、一方または双方が性的マイノリティの2人や、何らかの理由で婚姻届を出さないまたは出せない事実婚の関係にある2人に、「パートナーシップ届出受理証明書」を交付する制度。

ヤングケアラー（p25 等）

家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者。

労働力率（p8 等）

労働力人口（就業者数と完全失業者数の合計）が15歳以上の人口に占める割合。

ワーク・ライフ・バランス（p39 等）

仕事と私生活の両方を調和させ、バランスをとること。

三木市こども計画

発行日：令和 7 年 3 月

発 行：三木市

編 集：三木市健康福祉部子育て支援課（令和 7 年 4 月よりこども福祉課）

〒673-0492 兵庫県三木市上の丸町 10 番 30 号

TEL：0794-82-2000 FAX：0794-89-2449
